

**第4期美里町障害者計画・  
第7期美里町障害福祉計画・  
第3期美里町障害児福祉計画**

**令和6年3月  
(2024年3月)**

**美 里 町**



# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1節	計画策定の趣旨 .....	1
第2節	計画策定の目的 .....	2
第3節	計画の位置づけ .....	2
第4節	計画の性格 .....	2
第5節	計画における障害者の定義 .....	3
第6節	計画の策定体制 .....	3
第7節	計画の期間 .....	4
第8節	国における計画の動向及び基本的理念 .....	5
<b>第2章</b>	<b>美里町の障害者等の状況</b> .....	<b>11</b>
第1節	人口等の推移 .....	11
第2節	障害者等の推移 .....	12
第3節	アンケート調査結果 .....	20
第4節	アンケート調査結果からの課題 .....	33
<b>第3章</b>	<b>計画の基本理念と基本目標【障害者計画】</b> .....	<b>37</b>
第1節	計画の基本理念 .....	37
第2節	基本目標の設定 .....	38
第3節	施策の体系 .....	39
基本目標1	お互いが人格と個性を尊重し合う共生社会づくり .....	40
(1)	啓発・広報の充実 .....	40
(2)	ボランティア活動の促進 .....	41
(3)	相談体制の充実 .....	42
(4)	情報収集・提供の充実 .....	43
基本目標2	健やかに暮らせる保健・医療の充実 .....	44
(1)	健康づくり、障害の予防・軽減対策の推進 .....	44
(2)	保健・医療対策の充実 .....	45
基本目標3	豊かな生活を支える福祉サービスの充実と基盤整備 .....	47
(1)	在宅福祉サービスの充実 .....	47
(2)	就労環境の充実 .....	49
(3)	施設福祉サービスの充実 .....	51

(4) ケアマネジメントの確立 .....	52
基本目標4 個性と可能性を伸ばす教育の充実 .....	53
(1) 就学支援・教育相談の充実 .....	53
(2) 特別支援教育の充実 .....	54
(3) 文化・スポーツ活動への参加促進 .....	55
基本目標5 多様な活動を支えるまちづくりの推進 .....	56
(1) 埼玉県福祉のまちづくり条例等の普及 .....	56
(2) 障害者向け住宅の整備 .....	57
(3) 建築物等の整備 .....	57
(4) 移動・交通手段の充実 .....	58
(5) 防災・防犯の充実 .....	58

## 第4章 障害福祉サービスの充実【障害福祉計画・障害児福祉計画】 61

第1節 令和8年度の目標値 .....	61
第2節 障害福祉サービスの体系 .....	68
第3節 障害福祉サービスの見込みと確保策 .....	69
(1) 訪問系サービス .....	69
(2) 日中活動系サービス .....	71
(3) 居住系サービス .....	74
(4) 相談支援 .....	76
第4節 障害児福祉サービスの見込みと確保策 .....	77
(1) 障害児通所支援 .....	77
(2) 障害児相談支援 .....	78
(3) 障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備 .....	79
第5節 地域生活支援事業の見込みと確保策 .....	80
(1) 市町村における必須サービスの種類及び内容 .....	80
(2) 本町で実施する事業のサービスの種類と見込量 .....	84
(3) その他の在宅福祉サービスの内容と見込量 .....	85
第6節 強化が求められる支援内容と見込量 .....	87
(1) 発達障害者等に対する支援 .....	87
(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	88
(3) 相談支援体制の充実・強化等 .....	89
(4) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組 .....	90

<b>第5章</b>	<b>計画の推進体制</b> .....	<b>91</b>
第1節	推進体制の整備 .....	91
第2節	計画の周知 .....	93
第3節	計画の推進主体 .....	93
第4節	目標達成状況の評価 .....	94



# 第1章 計画の策定にあたって





## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 計画策定の趣旨

本町では全ての町民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らし共に参加する「福祉」のまちづくりを目指し、平成30年3月に「ノーマライゼーションとリハビリテーションの考えがいきわたった社会をすべての町民の参画により実現する」の基本理念のもと、平成29年度に「第3期障害者計画（平成30年度～35年度）」、令和2年度に「第6期美里町障害福祉計画・第2期美里町障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定しました。

また、障害のある人の権利擁護や社会参加、町民の意識啓発など、障害児・者の施策を推進するとともに、生活や就労、居住などの支援を目的とする障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備等を推進してきました。

障害児・者を取り巻く状況は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化する中、障害のある人の高齢化が進み、障害の重度化、重複化が進んでいます。また、障害のある人の家庭においても介助者の高齢化が進んでおり、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴い、地域における介助・支援機能が低下するなど、取り巻く状況は変化しています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法の改正により、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

さらには、令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えた「地域共生社会」の考え方が位置づけられました。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。

こうした背景を踏まえ、障害の有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築するとともに、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために、「第4期美里町障害者計画（令和6年度～令和11年度）」及び「第7期美里町障害福祉計画・第3期美里町障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を新たに策定します。

## 第2節 計画策定の目的

---

基本理念に掲げた「ノーマライゼーションとリハビリテーションの考えがいきわたった社会をすべての町民の参画により実現する」の実行及び障害者の自立と社会参加を支援するための障害福祉サービスの提供、各種施策を実施するために本計画を策定します。

## 第3節 計画の位置づけ

---

### ○ 障害者計画

第4期美里町障害者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、本町が地域における行政の中核機関として、国や都道府県の所管する機関等との総合的な連携体制を構築し、障害のある人に適切なサービスを提供できる体制をつくることを目的に、障害者施策全般に関わる基本的な理念や方針を定める計画です。

### ○ 障害福祉計画

第7期美里町障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害者計画の基本的理念等を踏まえ、国の基本指針に基づき本町の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

### ○ 障害児福祉計画

第3期美里町障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本町の障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として定める計画です。

## 第4節 計画の性格

---

本計画は、国の「障害者基本計画」、県の「障害者支援計画」を基とし、町の第5次美里町総合振興計画やその他関連計画との整合を図りながら策定し、本町の障害者施策の方向性を示すとともに、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する方策を定めるものです。

## 第5節 計画における障害者の定義

本計画における障害者の定義は、障害者基本法第2条第1項及び障害者総合支援法第4条並びに児童福祉法第4条第2項に基づき、18歳未満の障害児を含み、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、難病及びその他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

さらに、社会的障壁の定義は、障害者基本法第2条第2項に基づき、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」とします。

## 第6節 計画の策定体制

### （1）アンケート調査の実施

本計画策定にあたり、本町では、障害者の日常生活の状況、障害福祉施策に関する意見の把握等を目的にアンケート調査を実施し、調査結果を計画内容に反映します。

#### ■調査の概要

調査対象者	美里町内に居住する身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、精神通院医療受給者、障害福祉サービス受給者
調査時期	令和5年6月21日（水）から令和5年7月19日（水）まで
調査方法	郵送配布・郵送回収

#### ■調査の回収結果

配布（件）	回収（件）	回収率（％）
539	264	49.0

### （2）パブリックコメントの実施

広く町民から障害者福祉に関する意見やニーズを把握し、計画に反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

#### ■実施の概要

実施時期	令和6年2月1日（木）から3月1日（金）まで
実施方法	町のホームページ、役場福祉課窓口、森の図書館（コミュニティセンター内）で計画の素案を公表し、意見を募集

## 第7節 計画の期間

第4期美里町障害者計画は、令和6年度を初年度とする、令和11年度までの6か年計画となります。

また、障害福祉計画は、3年ごとの計画策定が国の基本指針により定められています。このため第7期美里町障害福祉計画及び第3期美里町障害児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

ただし、国においては、国内法令の整備や新たな制度改革の取り組みが一層進められていく予定であることから、計画期間中においても必要に応じて本計画を見直す可能性もあります。

年度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障害者計画	第3期			第4期					
障害福祉計画	第6期			第7期			第8期		
障害児福祉計画	第2期			第3期			第4期		

## 第8節 国における計画の動向及び基本的理念

### (1) 近年の障害者施策に関わる動向

近年の障害者施策に関わる主な動向は以下のとおりとなっています。

年	基本的枠組み	障害者施策関連法
平成23年	●改正障害者基本法 (8月施行)	
平成24年		○障害者虐待防止法(10月施行)
平成25年		◎障害者総合支援法(4月一部施行) ○障害者優先調達推進法(4月施行)
平成26年	●障害者権利条約の 批准	(4月全部施行) ○改正精神保健福祉法(4月一部施行)
平成27年		(1月・7月対象疾病の拡大) ○難病法(1月施行)
平成28年	●障害者差別解消法 (4月施行)	○改正精神保健福祉法(4月全部施行) ○改正障害者雇用促進法(4月施行) ○成年後見制度利用促進法(5月施行) ○改正発達障害者支援法(8月施行)
平成29年		
平成30年		◎改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法 (4月施行)
令和元年		○改正障害者雇用促進法(6・9月一部施行)
令和2年		○改正障害者雇用促進法(4月全部施行)
令和3年	●医療的ケア児支援法 (9月施行)	
令和4年		
令和5年		○改正障害者雇用促進法(4月一部施行) ○改正精神保健福祉法(4月一部施行) ○改正難病法(10月一部施行)
令和6年		◎改正障害者総合支援法(4月施行予定) ○改正障害者雇用促進法(4月全部施行予定) ○改正精神保健福祉法(4月全部施行予定) ○改正難病法(4月全部施行予定)

### **「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」**

- 平成 24 年 10 月に施行され、障害者虐待の防止や早期発見、養護者に対する支援等に努めるとともに、「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報が義務付けられるなど、障害者虐待防止等に係る具体的スキームが定められました。

### **「障害者基本法の一部を改正する法律」**

- 平成 23 年 8 月に施行され、全ての国民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的に、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めることが盛り込まれました。

### **「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」**

- 平成 25 年 4 月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行され、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。
- この法律では、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策（地域生活支援事業等）が定められました。
- また、「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加え、障害支援区分を創設するとともに、知的障害者・精神障害者の特性に応じた区分の適切な配慮等の改正が行われました。

### **「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」**

- 平成 28 年 4 月に施行され、国の行政機関や地方公共団体及び民間事業者等が障害者に対して、障害を理由として差別すること、その他の権利利益を侵害する行為を禁止しています。
- また、障害者や家族から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが求められることが示されました。

### **「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」**

- 障害者総合支援法は、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。
- また、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため児童福祉法の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日に施行されることになりました。

### 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」

- ・発達障害者支援法については、平成17年4月施行から10年が経過し、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援など時代の変化に対応した発達障害者の支援の一層の充実を図るため、平成28年8月に改正法が施行されました。

## (2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る国の基本的な指針における基本的理念

### ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

### ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けられるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにする。また、各地方公共団体が策定する障害福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえる。

### ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。



#### ④地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、令和3年4月に施行された地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

\*\*\*\*\*

- ▶ 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ▶ 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ▶ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

#### ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進する。

## ⑥障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

## ⑦障害者の社会参加を支える取組の定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図る。



## **第2章 美里町の障害者等の状況**





## 第2章 美里町の障害者等の状況

### 第1節 人口等の推移

#### 1. 本町の人口の推移

##### ■年齢3区分別人口の推移

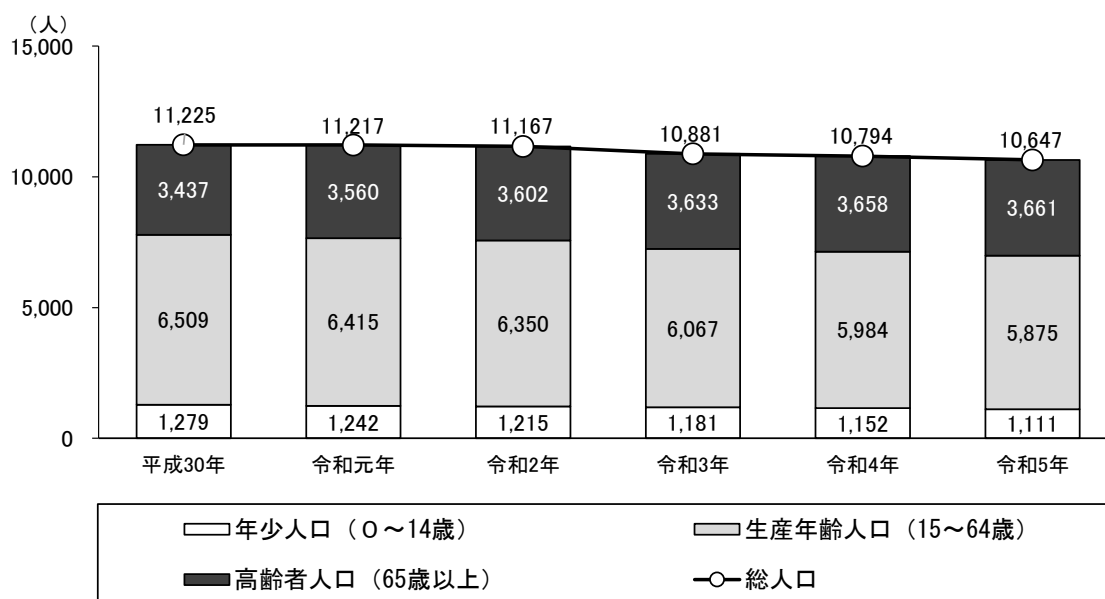
本町の総人口は、減少傾向で推移し、令和5年で10,647人となっています。

また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は年々減少しているものの、高齢者人口は増加傾向にあり、今後も少子高齢化が進むと予測されます。

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	11,225	11,217	11,167	10,881	10,794	10,647
年少人口(0～14歳)	1,279	1,242	1,215	1,181	1,152	1,111
生産年齢人口(15～64歳)	6,509	6,415	6,350	6,067	5,984	5,875
高齢者人口(65歳以上)	3,437	3,560	3,602	3,633	3,658	3,661

※総人口：住民基本台帳(各年4月1日現在)



※本計画書内の数値の比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示している関係で、その合計値が100%にならない場合があります。

## 第2節 障害者等の推移

### 1. 障害者手帳所持者数の状況

#### 年齢別障害者手帳所持者数の推移

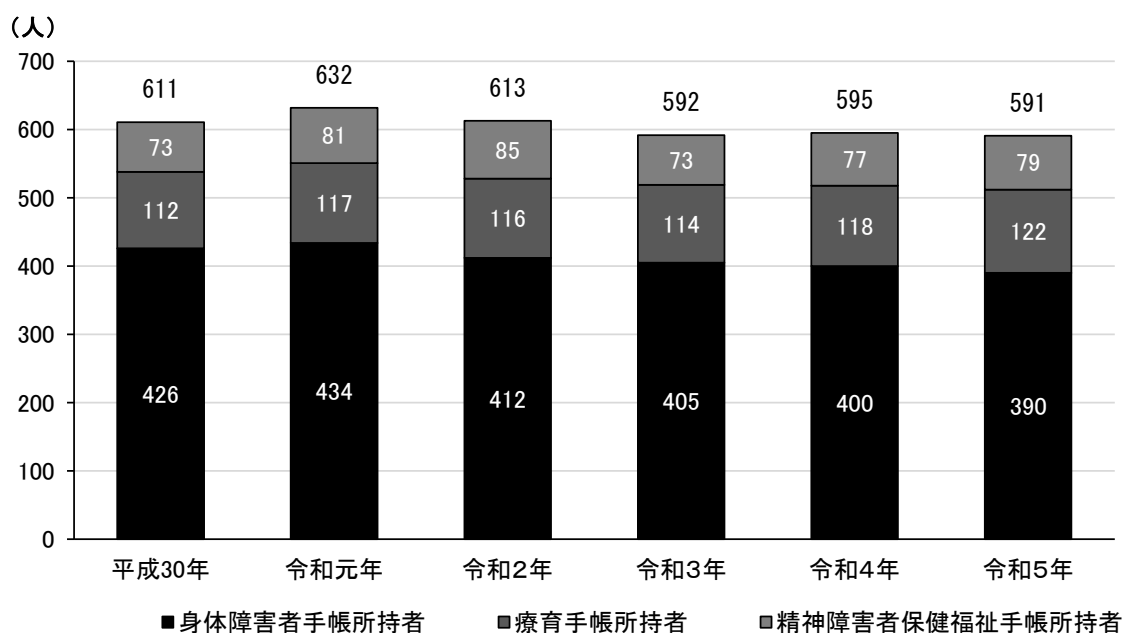
##### ■障害者手帳所持者数の年齢別推移

障害者手帳所持者数の年齢別推移では、身体障害者手帳所持者は、令和元年以降18歳以上が年々減少しており、一方、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では、それぞれ平成30年と比べると合計値が微増しています。

(単位：人)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者	18歳未満	3	3	3	3	4	4
	18歳以上	423	431	409	402	396	386
	計	426	434	412	405	400	390
療育手帳所持者	18歳未満	29	30	29	30	29	28
	18歳以上	83	87	87	84	89	94
	計	112	117	116	114	118	122
精神障害者保健福祉手帳所持者	18歳未満	1	1	1	1	1	1
	18歳以上	72	80	84	72	76	78
	計	73	81	85	73	77	79

※福祉課調べ(各年4月1日現在)



## 2. 身体障害者手帳所持者数の状況

### (1) - 1 身体障害者手帳所持者（等級別）の推移

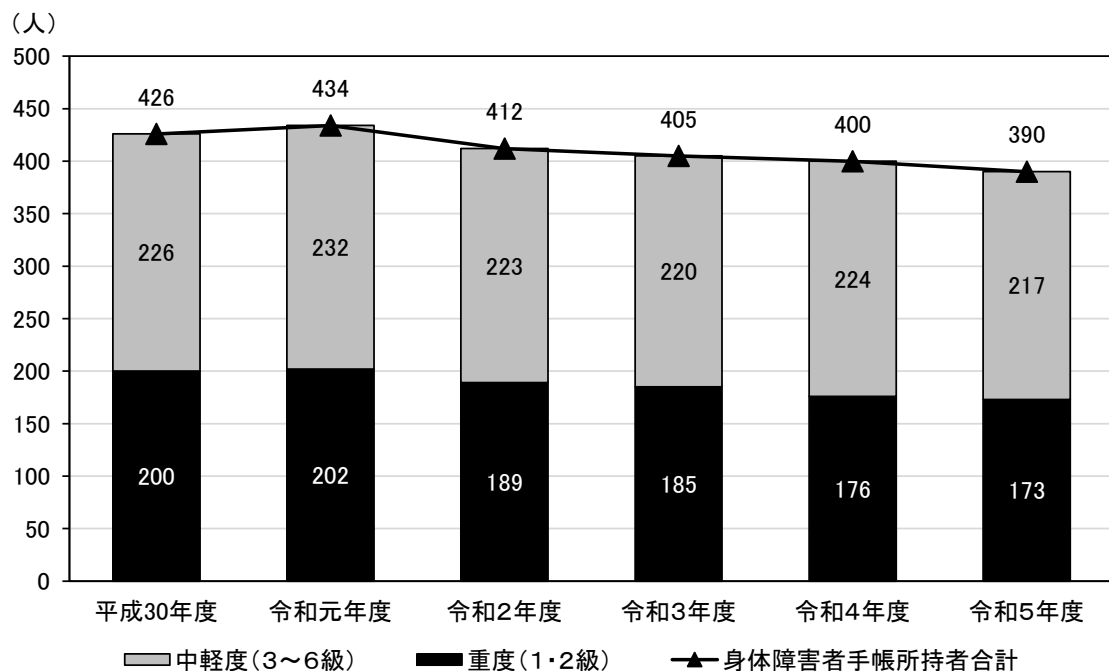
#### ■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

身体障害者手帳所持者は、令和5年で390人となっています。手帳の等級については、いずれの年も1級が約30%以上で最も多くなっています。

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	11,225	11,217	11,167	10,881	10,794	10,647
身体障害者手帳所持者合計	426	434	412	405	400	390
1級	130	134	129	127	121	118
構成比	30.5%	30.9%	31.3%	31.4%	30.3%	30.3%
2級	70	68	60	58	55	55
構成比	16.4%	15.7%	14.6%	14.3%	13.8%	14.1%
3級	78	78	72	72	75	73
構成比	18.3%	18.0%	17.5%	17.8%	18.8%	18.7%
4級	109	109	107	104	108	103
構成比	25.6%	25.1%	26.0%	25.7%	27.0%	26.4%
5級	18	21	21	20	19	20
構成比	4.2%	4.8%	5.1%	4.9%	4.8%	5.1%
6級	21	24	23	24	22	21
構成比	4.9%	5.5%	5.6%	5.9%	5.5%	5.4%
手帳所持者対総人口比率(%)	3.8%	3.9%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%

※総人口：住民基本台帳  
福祉課調べ（各年4月1日現在）



## (1) - 2 身体障害者手帳所持者（種別）の推移

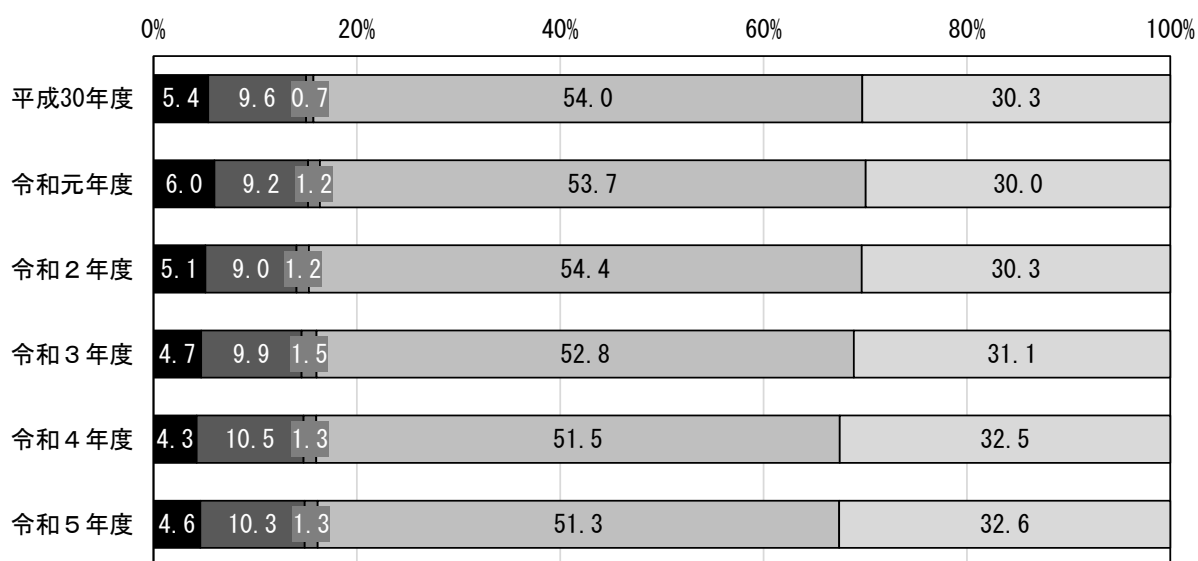
### ■身体障害者手帳所持者数（種別）の推移

身体障害種別は、令和5年では、「肢体不自由」が200人で最も多く、次いで「内部障害・その他」が127人、「聴覚・平衡機能障害」が40人となっています。なお、最も多い「肢体不自由」は、全体の51.3%を占める状況となっています。

(単位：人)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者合計		426	434	412	405	400	390
視覚障害		23	26	21	19	17	18
	構成比	5.4%	6.0%	5.1%	4.7%	4.3%	4.6%
聴覚・平衡機能障害		41	40	37	40	42	40
	構成比	9.6%	9.2%	9.0%	9.9%	10.5%	10.3%
音声・言語・そしゃく機能障害		3	5	5	6	5	5
	構成比	0.7%	1.2%	1.2%	1.5%	1.3%	1.3%
肢体不自由		230	233	224	214	206	200
	構成比	54.0%	53.7%	54.4%	52.8%	51.5%	51.3%
内部障害・その他		129	130	125	126	130	127
	構成比	30.3%	30.0%	30.3%	31.1%	32.5%	32.6%

※福祉課調べ（各年4月1日現在）



- 視覚障害
- 聴覚・平衡機能障害
- 音声・言語・そしゃく機能障害
- 肢体不自由
- 内部障害・その他



### 3. 療育手帳所持者の状況

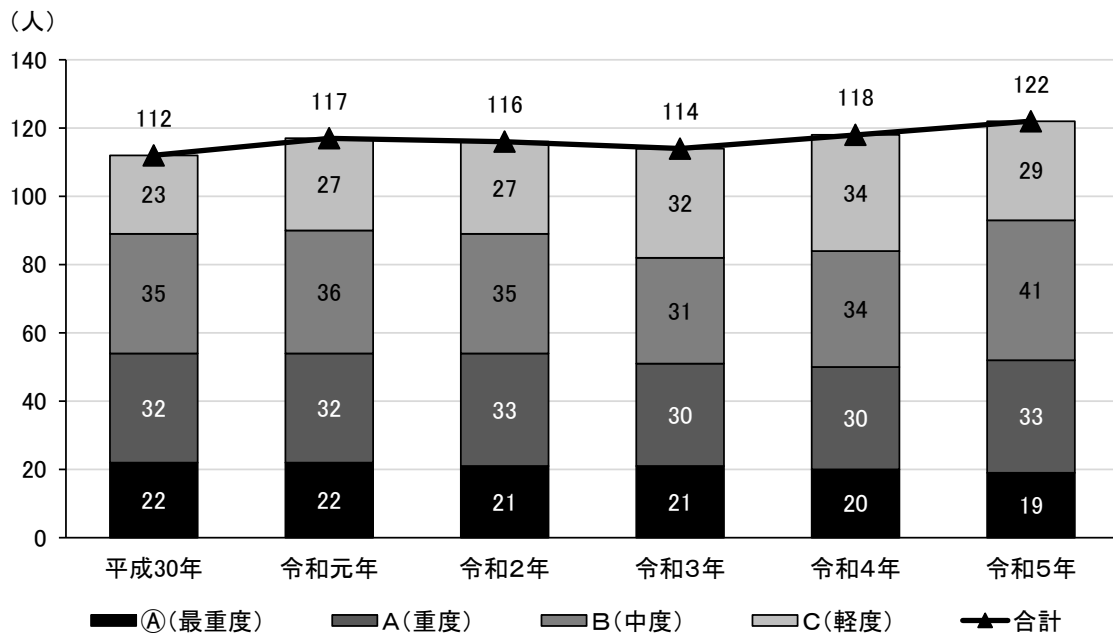
#### ■療育手帳所持者数（程度別）の推移

療育手帳所持者は、令和5年で 122 人となっています。程度別でみると、「B（中度）」が41人で最も多く、次いで「A（重度）」が33人、「C（軽度）」が29人となっています。

（単位：人）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	11,225	11,217	11,167	10,881	10,794	10,647
療育手帳所持者合計	112	117	116	114	118	122
①（最重度）	22	22	21	21	20	19
A（重度）	32	32	33	30	30	33
B（中度）	35	36	35	31	34	41
C（軽度）	23	27	27	32	34	29
手帳所持者対総人口比率（％）	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%

※総人口：住民基本台帳  
福祉課調べ（各年4月1日現在）



#### 4. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

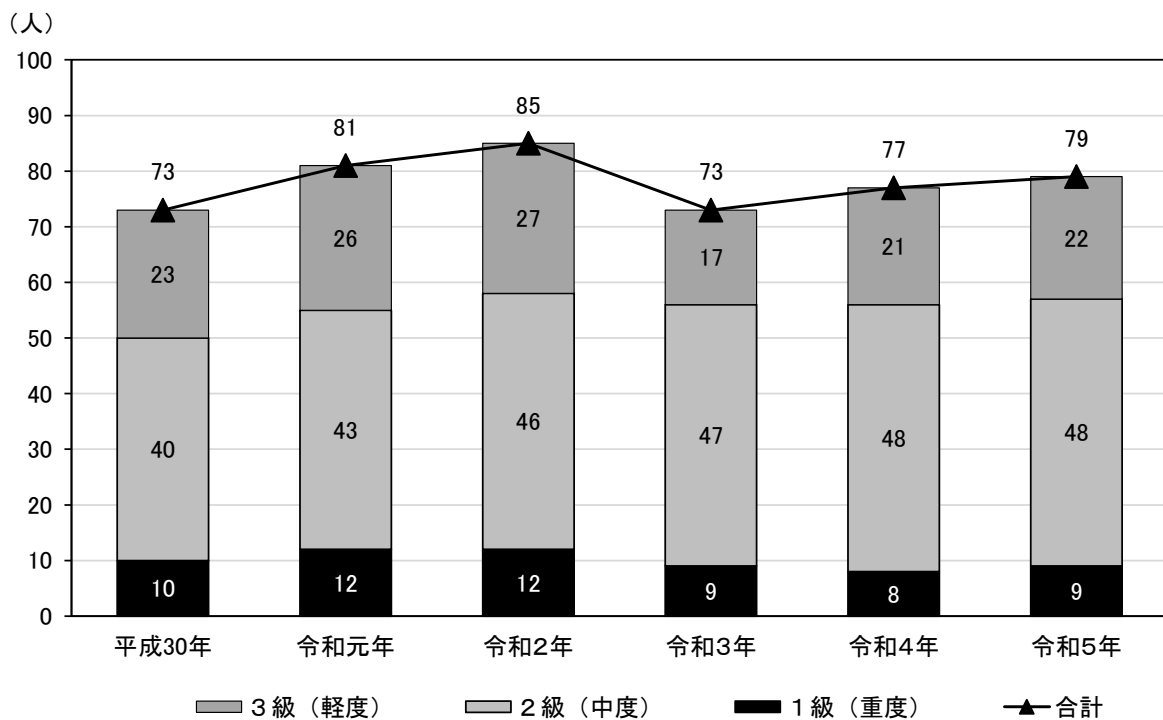
##### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和5年で79人となっています。等級別で見ると、「2級」が48人で最も多く、次いで「3級」が22人、「1級」が9人となっています。

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	11,225	11,217	11,167	10,881	10,794	10,647
精神障害者保健福祉手帳所持者合計	73	81	85	73	77	79
1級	10	12	12	9	8	9
2級	40	43	46	47	48	48
3級	23	26	27	17	21	22
手帳所持者対総人口比率(%)	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%

※総人口：住民基本台帳  
福祉課調べ（各年4月1日現在）



## 5. 難病患者等の状況

### ■特定医療費受給者証所持者数の推移

受給者数の増減があるものの、令和5年には指定難病患者登録者数は79人、小児慢性特定疾病医療受給者数は14人となっています。

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病	80	80	85	91	78	79
小児慢性特定疾病	12	15	13	12	14	14
計	92	95	98	103	92	93

※埼玉県（各年4月1日現在）

## 6. 障害支援区分の認定状況

### ■障害支援区分認定者数の推移

障害福祉サービスは、その利用に「障害支援区分」の認定が必要になることがあります。「障害支援区分」とは、障害のある人が必要とする支援の度合いを総合的に示したもので、数字が大きくなるほど多くの支援を要することを示しています。

認定者数の増減があるものの、令和5年の認定者数は68人となっています。区分別で見ると、「区分4」が18人で最も多くなっています。

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分1	0	0	0	1	0	1
区分2	9	10	11	10	9	9
区分3	17	16	15	17	13	16
区分4	12	12	15	15	19	18
区分5	7	11	10	12	11	11
区分6	15	12	13	11	13	13
計	60	61	64	66	65	68

※福祉課調べ（各年4月1日現在）

## 7. 就学等の状況

### ■障害児保育利用者数の推移

保育所・認定こども園における障害児保育の利用者数（受け入れ者数）は年々増加傾向にあります。令和5年では8人となっています。

（単位：人）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障害児保育利用者数	1	3	3	1	4	8

※福祉課調べ（各年4月1日現在）

### ■特別支援学級の学級数と児童生徒数の推移

特別支援学級の学級数には変化はありませんが、児童生徒数は年々増加傾向となっています。

（単位：人）

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学級数	7	7	7	7	7	7
	児童数	16	15	19	21	20	20
中学校	学級数	2	2	2	2	2	2
	生徒数	3	5	5	4	5	9

※福祉課調べ（各年5月1日現在）

### ■特別支援学校在籍者数の推移

町内在住の特別支援学校在籍者数は年々微増しており、令和5年は13人となっています。

（単位：人）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学部在籍者	5	4	5	5	5	4
中学部在籍者	2	3	3	3	2	4
高等部在籍者	5	4	3	3	5	5
計	12	11	11	11	12	13

※埼玉県（各年5月1日現在）

## 8. 経済的支援

### ■各種手当の受給者数の推移

各種手当の受給者数の推移は以下のとおりです。特別児童扶養手当が増加傾向にあります。

(単位:人)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別障害者手当	受給者数	11	12	13	13	12	14
障害児福祉手当	受給者数	5	6	6	5	7	8
特別児童扶養手当	受給者数	15	18	15	17	23	27
在宅重度心身障害者手当	受給者数	108	103	101	104	99	93
心身障害者扶養共済制度	加入者数	7	7	7	7	6	6
	受給者数	7	7	7	7	6	6

※福祉課調べ(各年4月1日現在)

### ■自立支援医療受給者数の推移

自立支援医療受給者数の推移については以下のとおりです。精神通院医療受給者数が増加傾向にあります。

(単位:人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神通院医療	110	110	117	136	136	134
更生医療	10	12	14	16	16	15
育成医療	1	1	1	0	0	0

※福祉課調べ(各年4月1日現在)

### 第3節 アンケート調査結果

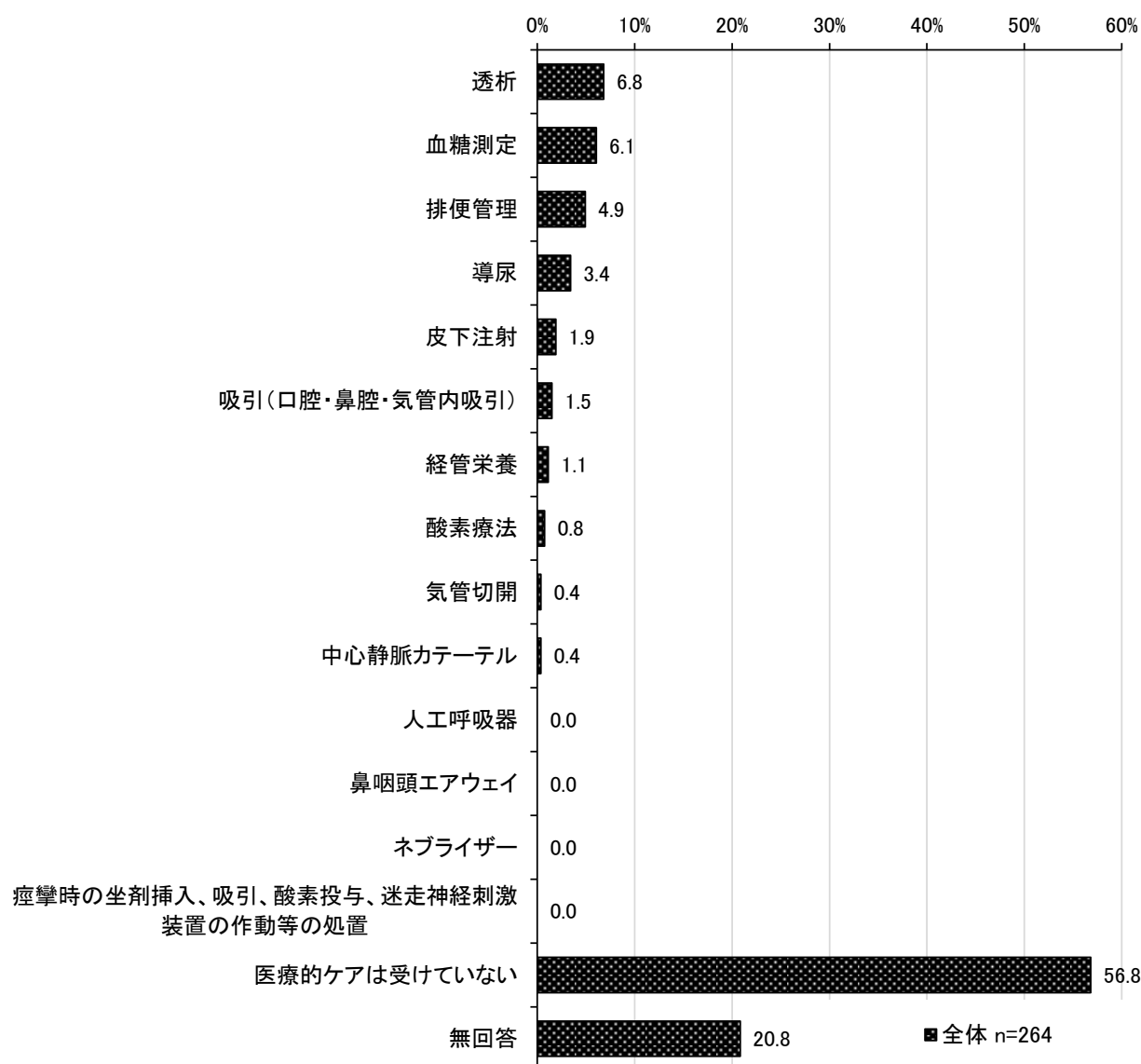
今後の施策展開を図るための基礎資料とすることを目的とし、アンケート調査より抜粋しました。

#### 1 あなたのことについて

##### 現在受けている医療的ケアはどれですか。(いくつでも)

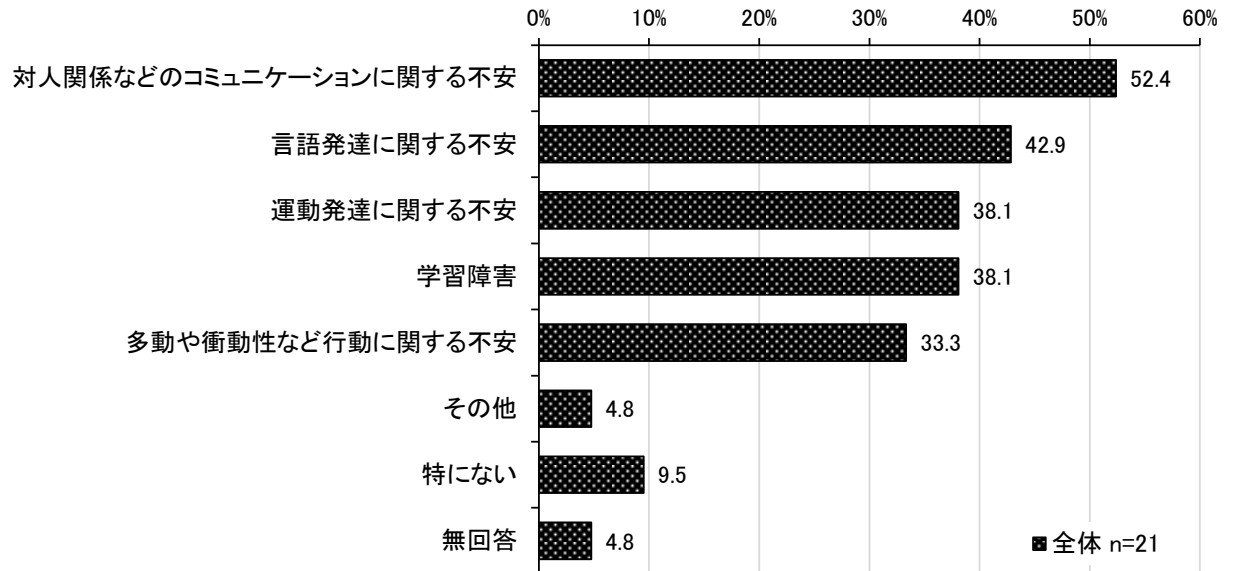
現在受けている医療的ケアについては、全体では「透析」が6.8%で最も高く、次いで「血糖測定」が6.1%、「排便管理」が4.9%となっている。

なお、「医療的ケアは受けていない」は56.8%となっている。



**発達について、どのような不安を感じていますか。(いくつでも)**

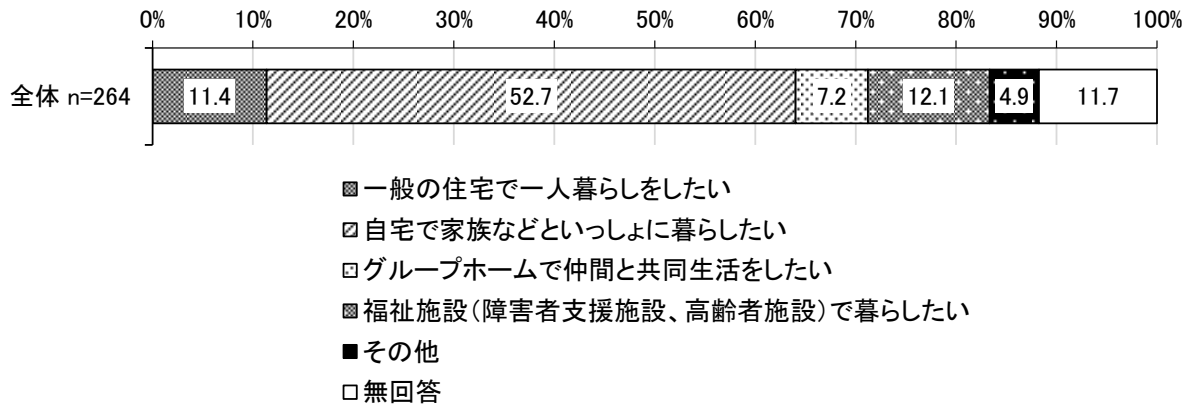
発達の不安内容については、全体では「対人関係などのコミュニケーションに関する不安」が52.4%で最も高く、次いで「言語発達に関する不安」が42.9%、「運動発達に関する不安」「学習障害」がともに38.1%となっている。



## 2 日常生活について

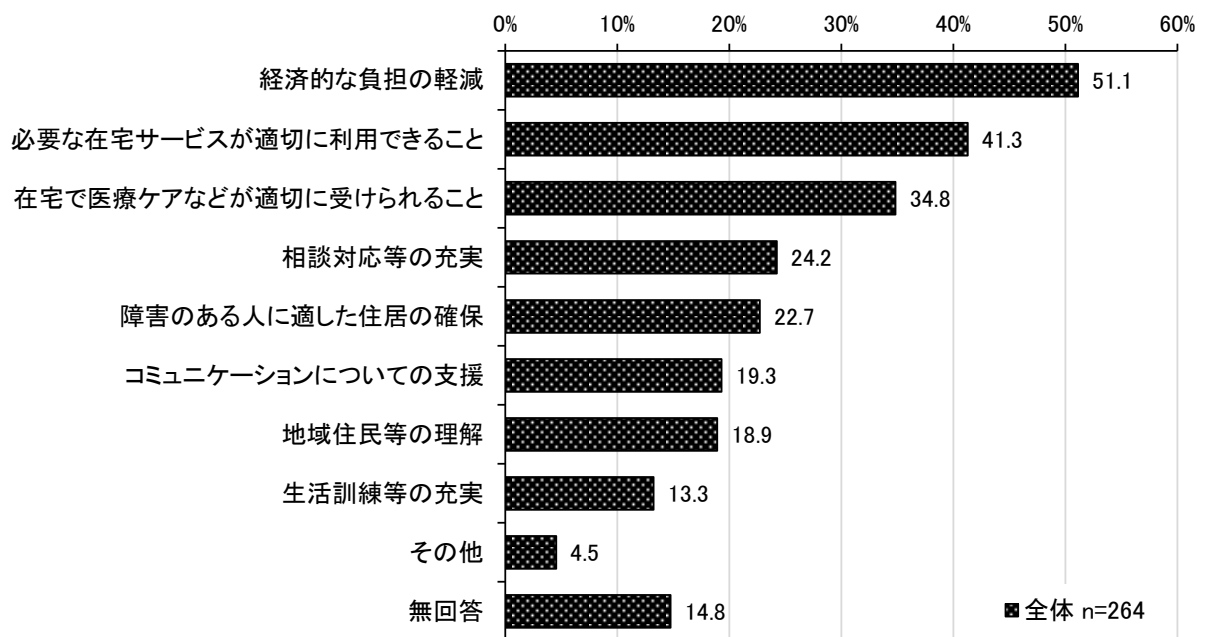
あなたは、将来、どのように暮らしたいですか。(1つのみ)

将来希望する暮らし方については、全体では「自宅で家族などといっしょに暮らしたい」が52.7%で最も高く、次いで「福祉施設(障害者支援施設、高齢者施設)で暮らしたい」が12.1%、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が11.4%となっている。



地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(いくつでも)

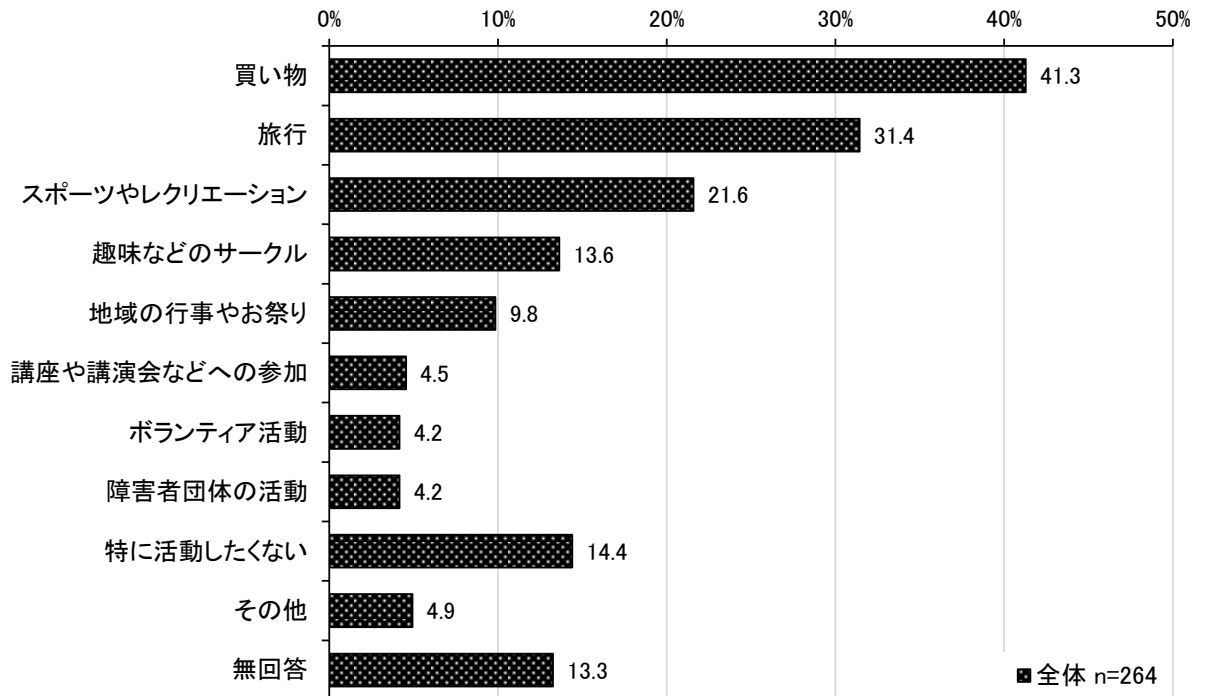
地域で生活するために必要な支援については、全体では「経済的な負担の軽減」が51.1%で最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が41.3%、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が34.8%となっている。





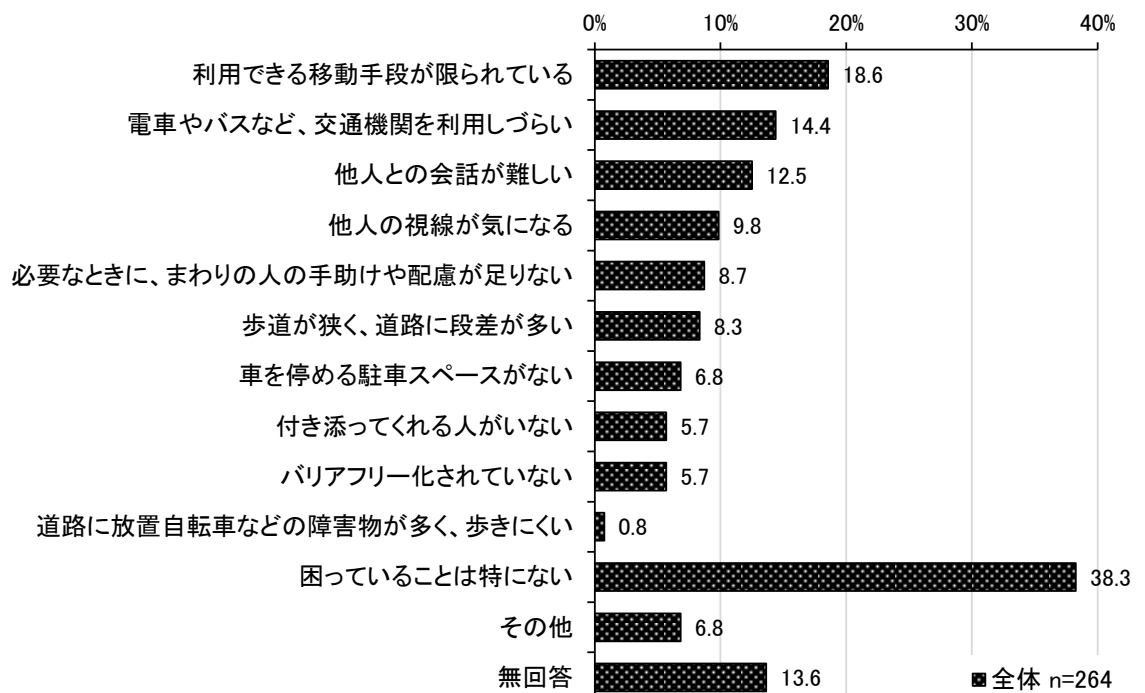
あなたが興味をもっている活動はどのようなものですか。(いくつでも)

興味をもっている活動については、全体では「買い物」が41.3%で最も高く、次いで「旅行」が31.4%、「スポーツやレクリエーション」が21.6%となっている。



外出の際、困っていることがありますか。(3つまで)

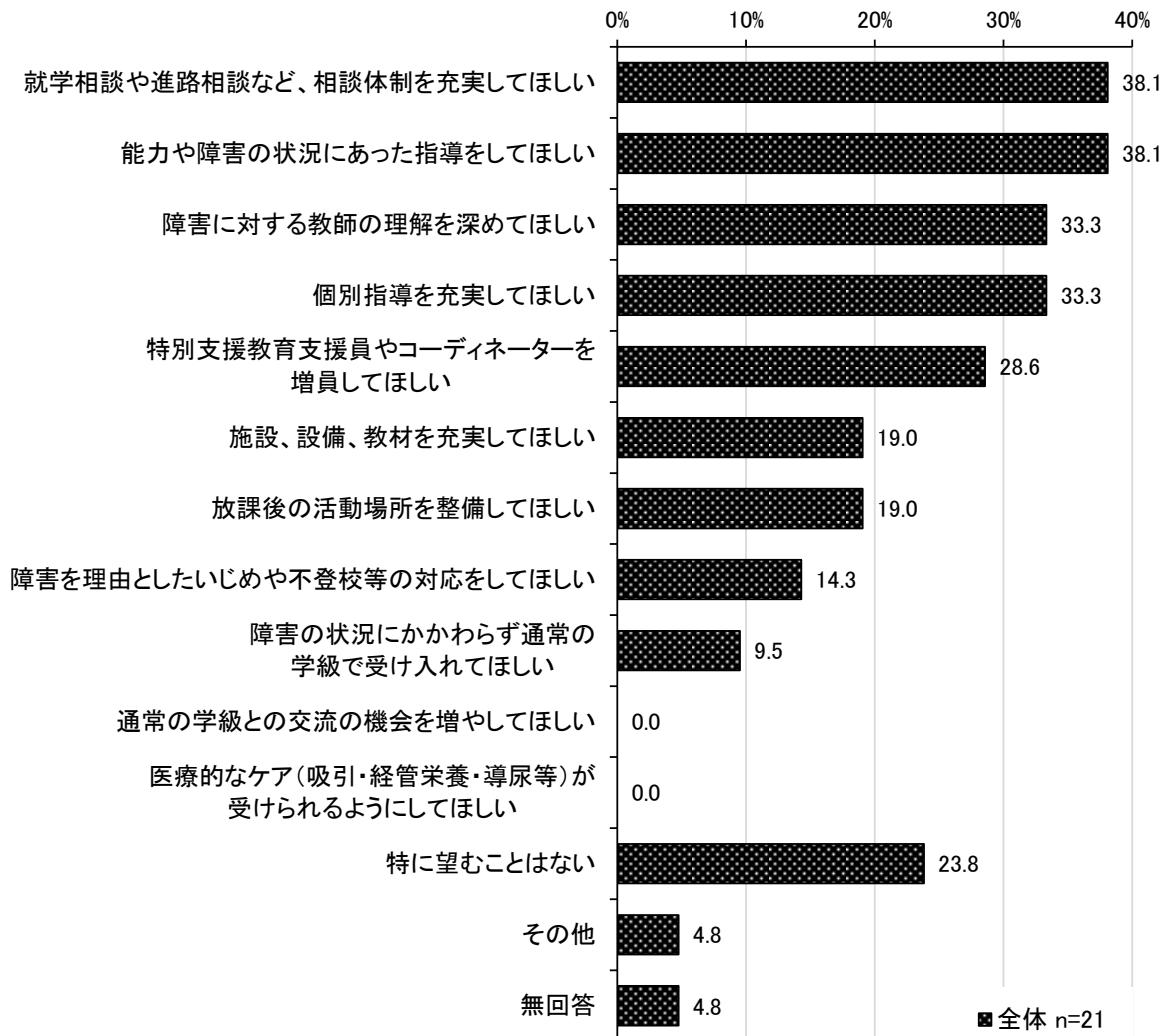
外出の際に困っていることについては、全体では「利用できる移動手段が限られている」が18.6%で最も高く、次いで「電車やバスなど、交通機関を利用しづらい」が14.4%、「他人との会話が難しい」が12.5%となっている。



### 3 育成・教育について

#### 園・学校などに望むことはどのようなことですか。(いくつでも)

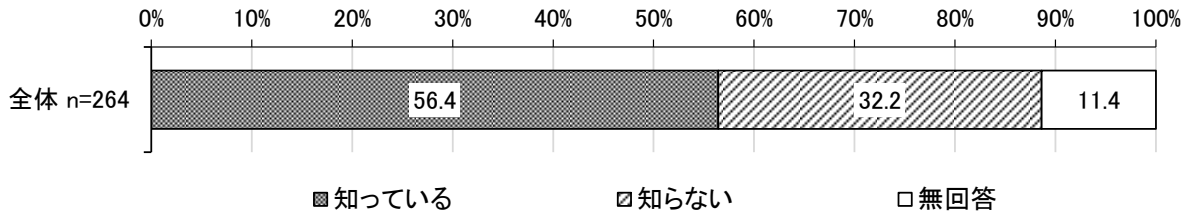
園・学校などに望むことについては、全体では「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」がともに38.1%で最も高く、次いで「障害に対する教師の理解を深めてほしい」「個別指導を充実してほしい」がともに33.3%、「特別支援教育支援員やコーディネーターを増員してほしい」が28.6%となっている。



## 4 防災について

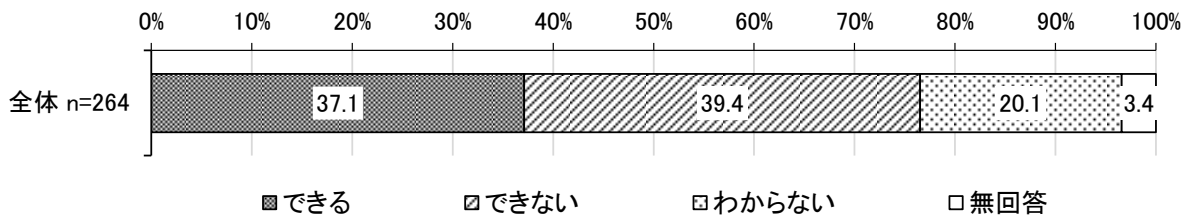
### 災害時の避難所を知っていますか。(1つのみ)

災害時の避難所については、全体では「知っている」が56.4%、「知らない」が32.2%となっている。



### あなたは、災害時にひとりで避難できますか。(1つのみ)

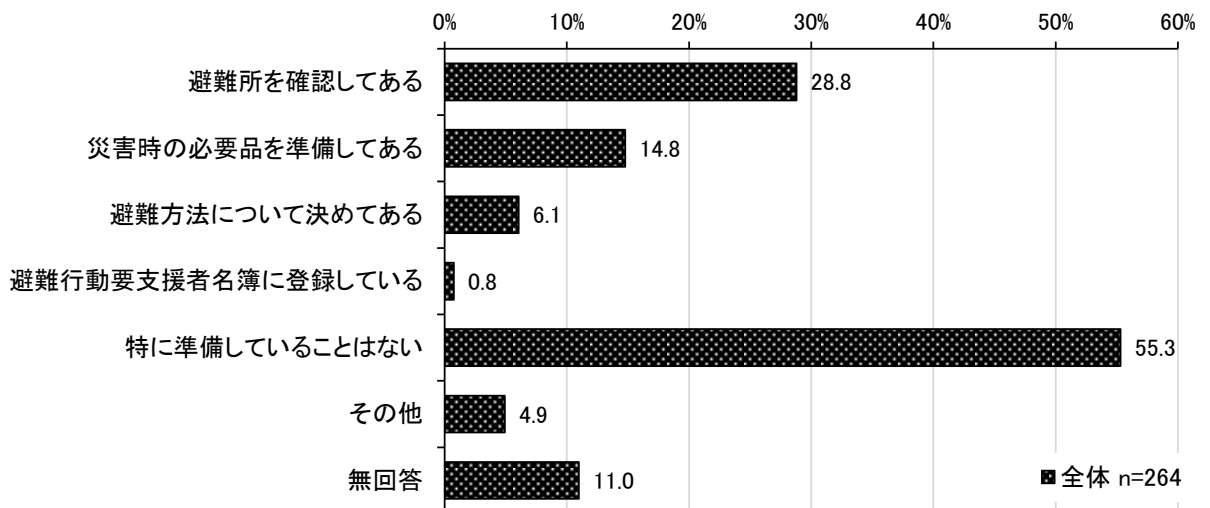
災害時にひとりで避難できるかについては、全体では「できる」が37.1%、「できない」が39.4%、「わからない」が20.1%となっている。



### 災害時のために、どんな備えをしていますか。(いくつでも)

災害時のために備えている内容については、全体では「避難所を確認してある」が28.8%で最も高く、次いで「災害時の必要品を準備してある」が14.8%、「避難方法について決めてある」が6.1%となっている。

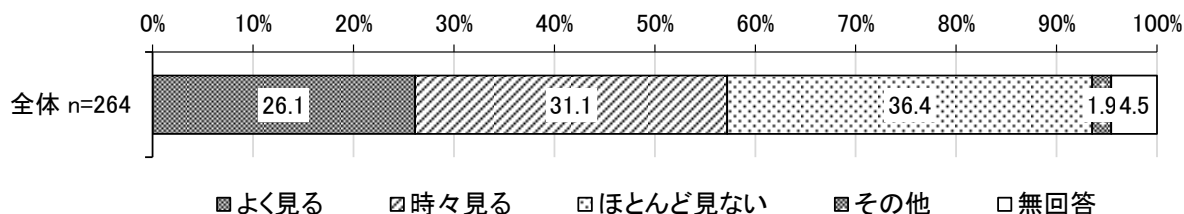
なお、「特に準備していることはない」は55.3%となっている。



## 5 情報の入手について

あなたは、町の情報を掲載した広報紙やホームページを見ますか。(1つのみ)

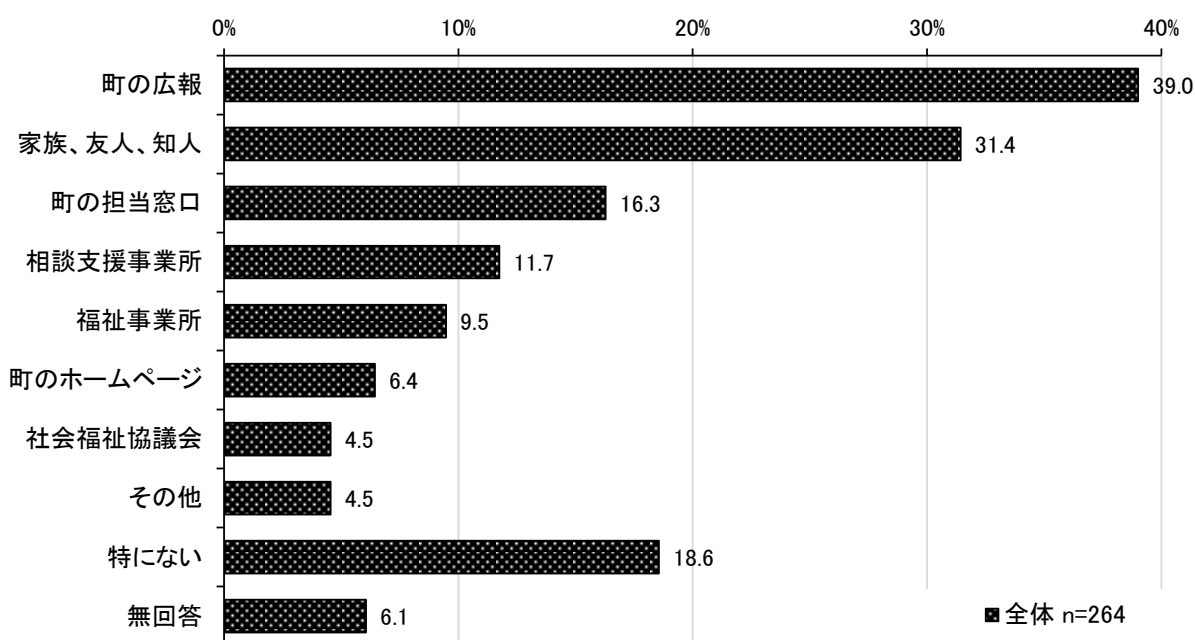
広報紙やホームページの閲覧状況については、全体では「よく見る」が26.1%、「時々見る」が31.1%、「ほとんど見ない」が36.4%となっている。



あなたは障害のことや福祉サービス等に関する情報を、どこから知ることが多いですか。(いくつでも)

障害のことや福祉サービス等に関する情報を知る場については、全体では「町の広報」が39.0%で最も高く、次いで「家族、友人、知人」が31.4%、「町の担当窓口」が16.3%となっている。

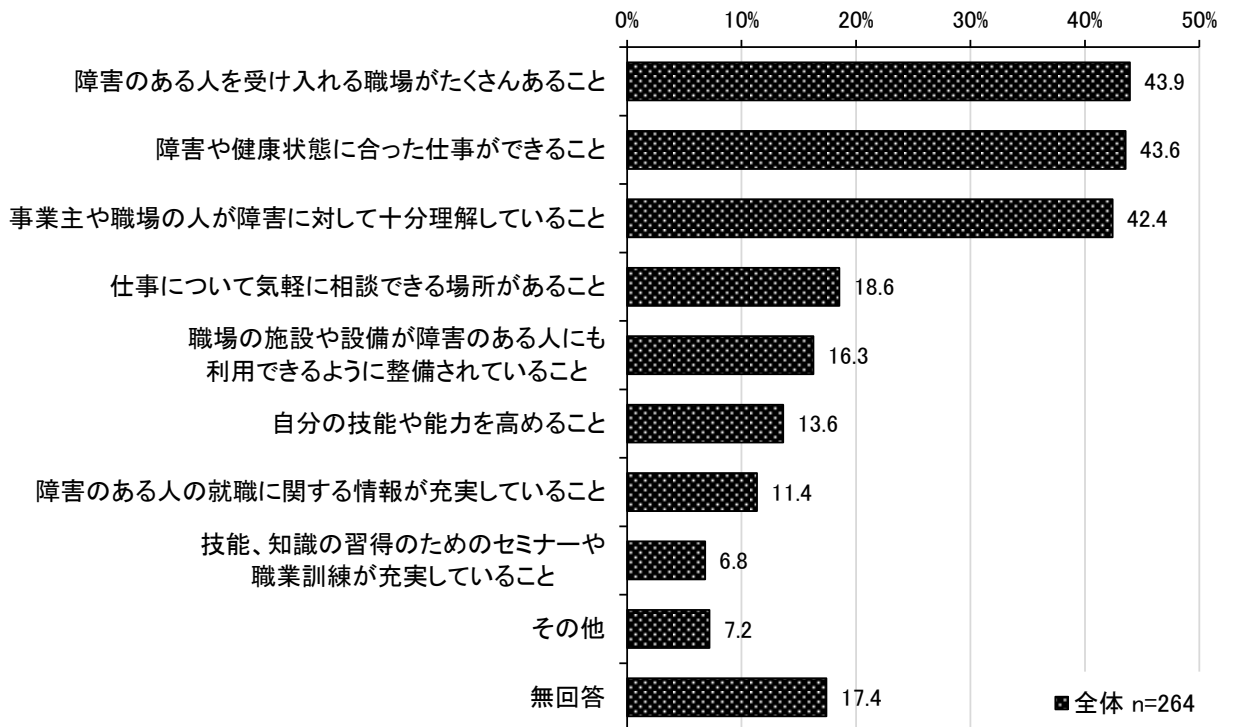
なお、「特にない」は18.6%となっている。



## 6 働くことについて

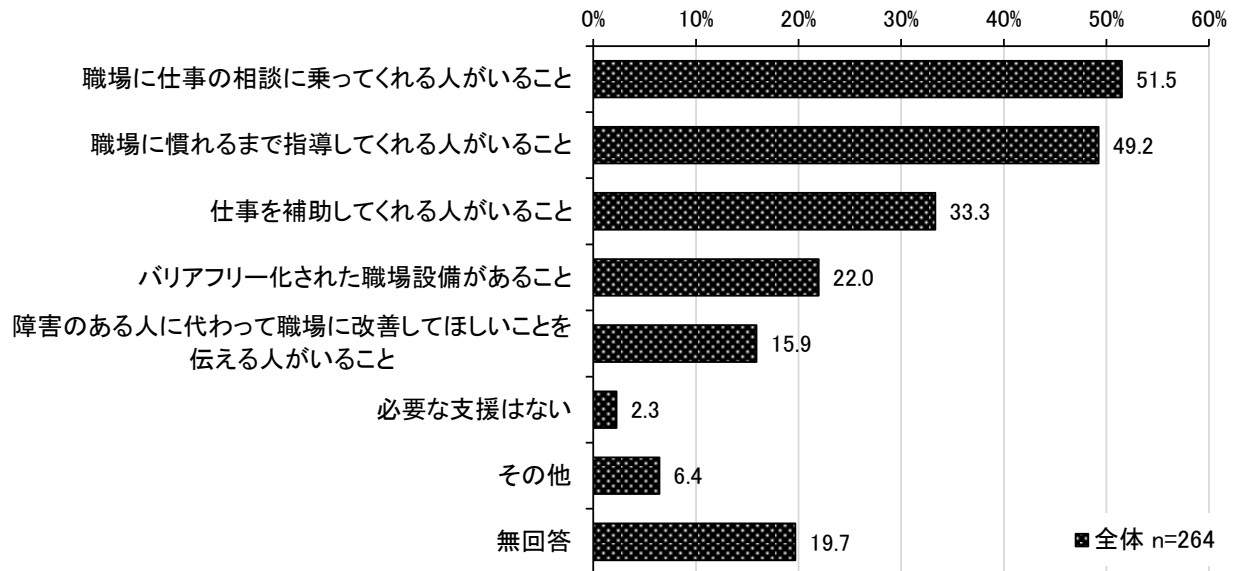
### 障害のある人が仕事に就くためにはどんなことが大切だと思いますか。(3つまで)

障害のある人が仕事に就くために大切だと思うことについては、全体では「障害のある人を受け入れる職場がたくさんあること」が43.9%で最も高く、次いで「障害や健康状態に合った仕事ができること」が43.6%、「事業主や職場の人が障害に対して十分理解していること」が42.4%となっている。



障害のある人が働き続けるためにはどんな支援が必要だと思いますか。(3つまで)

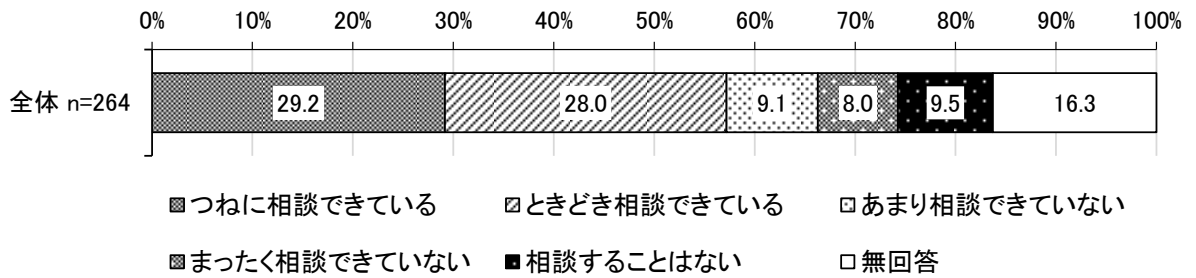
障害のある人が働き続けるために必要な支援については、全体では「職場に仕事の相談に乗ってくれる人がいること」が 51.5%で最も高く、次いで「職場に慣れるまで指導してくれる人がいること」が 49.2%、「仕事を補助してくれる人がいること」が 33.3%となっている。



## 7 周囲の人との関係について

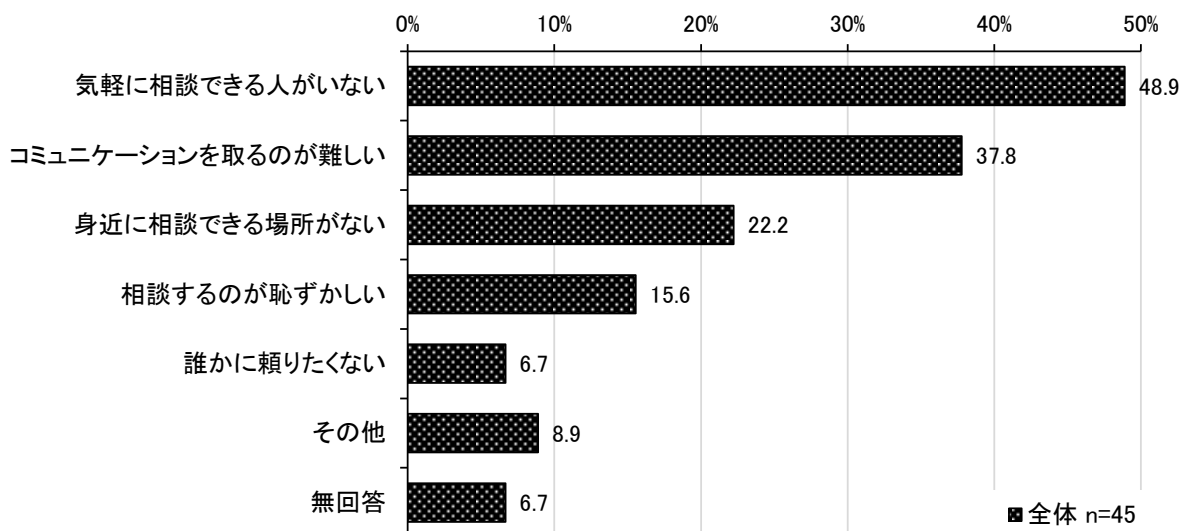
あなたは悩みごとや心配ごとがあるとき、誰かに相談できていますか。(1つのみ)

悩みごとや心配ごとの相談については、全体では『相談できている(つねに相談できている+ときどき相談できている)』が57.2%、一方『相談できていない(あまり相談できていない+まったく相談できていない)』が17.1%となっている。



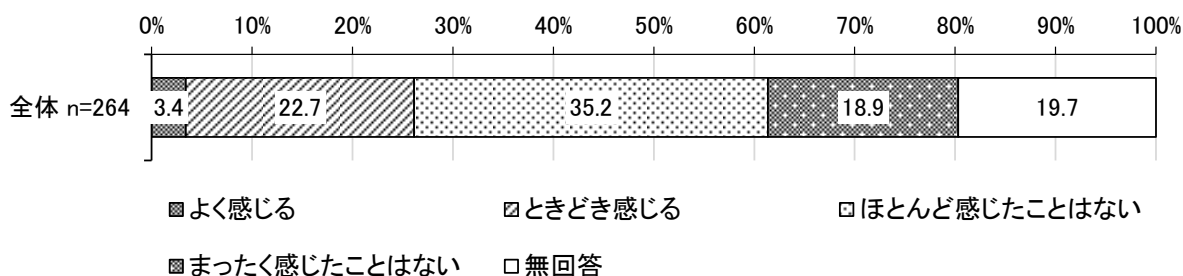
あなたが相談できていない理由は何ですか。(いくつでも)

相談できていない理由については、全体では「気軽に相談できる人がいない」が48.9%で最も高く、次いで「コミュニケーションを取るのが難しい」が37.8%、「身近に相談できる場所がない」が22.2%となっている。



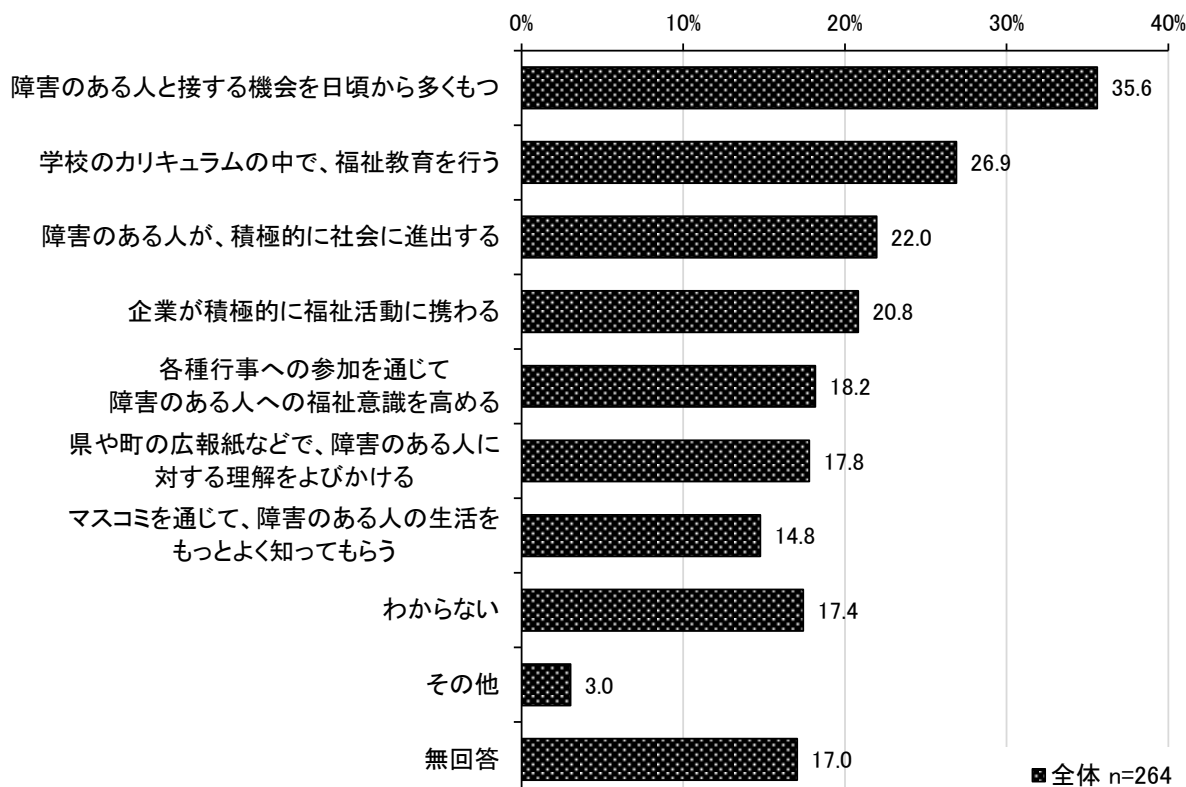
**あなたは日常生活の中で障害を理由とした差別や偏見を感じることはありませんか。  
(1つのみ)**

障害を理由とした差別や偏見を感じることはあるかについては、全体では『感じる（よく感じる+ときどき感じる）』が26.1%、一方、『感じない（ほとんど感じたことはない+まったく感じたことはない）』が54.1%となっている。



**障害のある人への理解を深めるために、必要だと思うことは何ですか。(3つまで)**

障害のある人への理解を深めるために、必要だと思うことについては、全体では「障害のある人と接する機会を日頃から多くもつ」が35.6%で最も高く、次いで「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」が26.9%、「障害のある人が、積極的に社会に進出する」が22.0%となっている。

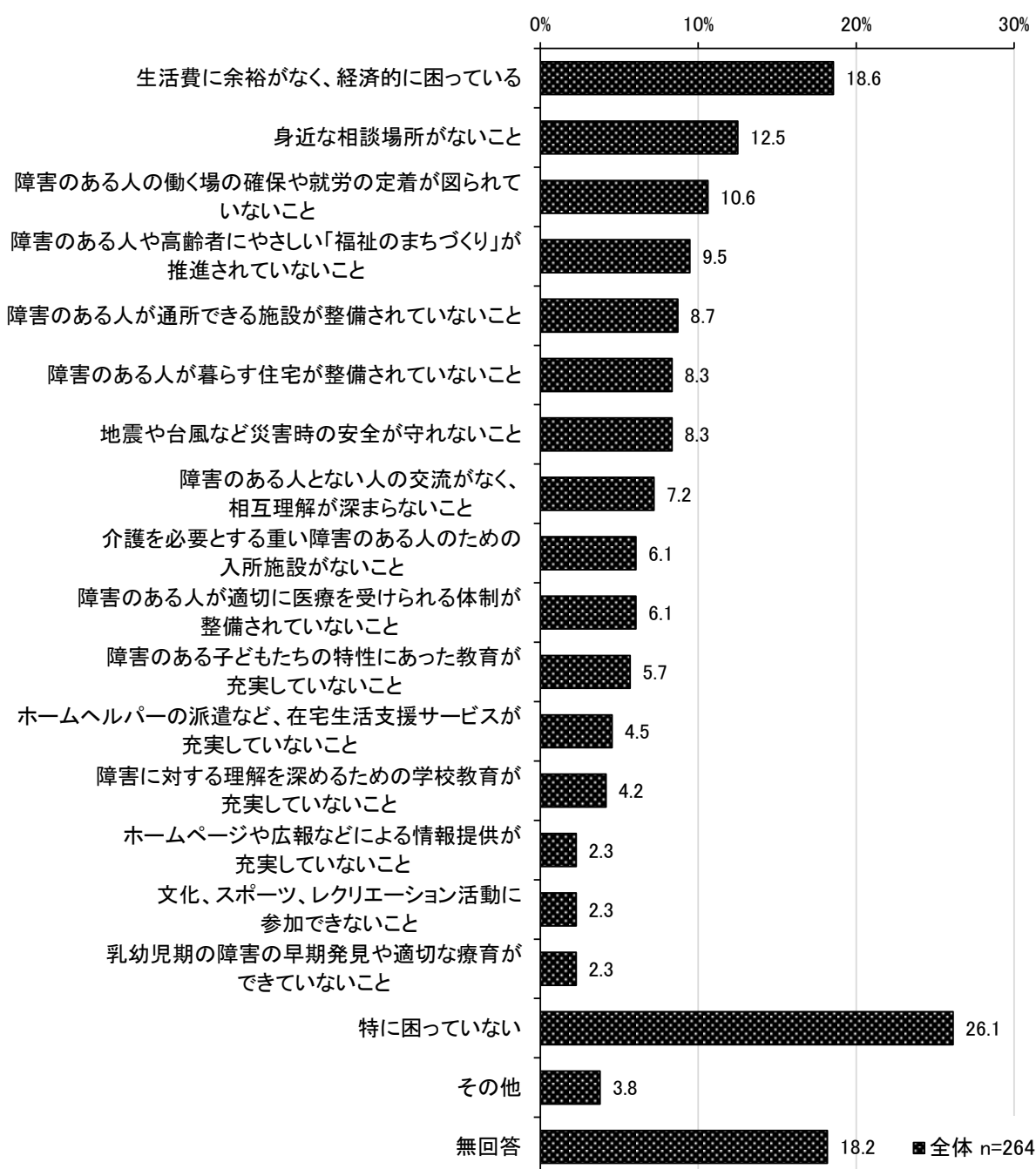




## 8 福祉施策、サービスについて

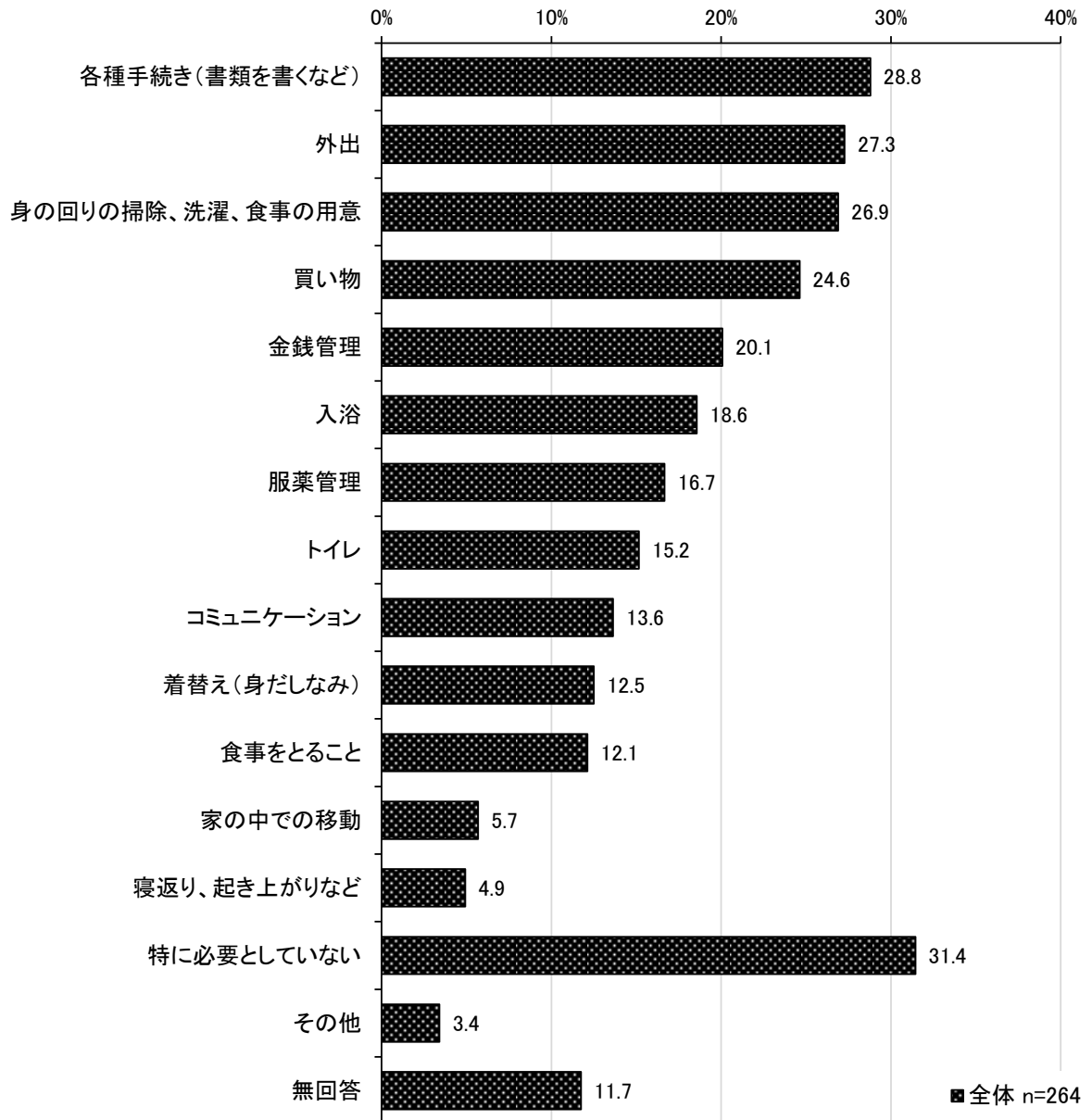
あなたが、今、町の施策や事業などで困っていることは何ですか。（3つまで）

町の施策や事業などで困っていることについては、全体では「生活費に余裕がなく、経済的に困っている」が18.6%で最も高く、次いで「身近な相談場所がないこと」が12.5%、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着が図られていないこと」が10.6%となっている。



あなたが必要とする支援はどのようなことですか。(いくつでも)

必要とする支援については、全体では「各種手続き(書類を書くなど)」が28.8%で最も高く、次いで「外出」が27.3%、「身の回りの掃除、洗濯、食事の用意」が26.9%となっている。



## 第4節 アンケート調査結果からの課題

### アンケート調査結果から見える美里町の課題

#### (1) 広報と支援

- 日常生活の中で障害を理由とした差別や偏見を感じるかについては、「よく感じる・ときどき感じる」が26.1%、「ほとんど感じたことはない・まったく感じたことはない」が54.1%となっている。
- 広報紙やホームページの閲覧状況については、全体では「よく見る」が26.1%、「時々見る」が31.1%、「ほとんど見ない」が36.4%となっている。
- 障害のことや福祉サービス等に関する情報を知る場については、全体では「町の広報」が39.0%で最も高く、次いで「家族、友人、知人」が31.4%、「町の担当窓口」が16.3%となっている。なお、「特になし」は18.6%となっている。
- 必要とする支援については、全体では「各種手続き（書類を書くなど）」が28.8%、「外出」が27.3%、「身の回りの掃除、洗濯、食事の用意」が26.9%、「買い物」が24.6%となっている。
- 悩みごとや心配ごとの相談については、「つねに相談できている」が29.2%、「ときどき相談できている」が28.0%と高いが、一方「相談できていない（あまり相談できていない+まったく相談できていない）」が17.1%となっている。
- 悩みごとや心配ごとが相談できていない理由については、全体では「気軽に相談できる人がいない」が48.9%で最も高く、次いで「コミュニケーションを取るのが難しい」が37.8%、「身近に相談できる場所がない」が22.2%となっている。

これらの課題を解決するために、障害者への理解促進と情報伝達手段を充実させ、広報、ホームページに限らず様々な媒体を活用し、情報提供するとともに、障害をもつ人を支えるボランティア活動の促進が重要である。また、障害をもつ人の不安を軽減するため、身近な地域の相談体制の充実、職場でのサポート拡充等が必要だと考えられる。

## (2) 健康と医療

- ・現在受けている医療的ケアについては、全体では「医療的ケアは受けていない」が56.8%、医療的ケアを受けている場合は、「透析」が6.8%、「血糖測定」が6.1%となっている。
- ・年齢が18歳未満の発達不安内容については、「対人関係などのコミュニケーションに関する不安」が52.4%、「言語発達に関する不安」が42.9%、「運動発達に関する不安」及び「学習障害」に対する不安がともに38.1%となっている。
- ・興味をもっている活動については、全体では「買い物」が41.3%で最も高く、次いで「旅行」が31.4%、「スポーツやレクリエーション」が21.6%となっている。

これらの課題を解決するために、健康づくり教室等を開催し住民の健康への関心を高めるとともに、保健・医療体制を充実させることが必要である。また、障害のある児童に対しては、訪問指導や専門職による相談体制を充実させ、切れ目のない支援に取り組むことが重要である。

## (3) 在宅支援と就労

- ・地域で生活するために必要な支援については、全体では「経済的な負担の軽減」が51.1%で最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が41.3%、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が34.8%となっている。
- ・障害のある人が働き続けるために必要な支援については、全体では「職場に仕事の相談に乗ってくれる人がいること」が51.5%で最も高く、次いで「職場に慣れるまで指導してくれる人がいること」が49.2%、「仕事を補助してくれる人がいること」が33.3%となっている。
- ・障害のある人が仕事に就くために大切だと思うことについては、全体では「障害のある人を受け入れる職場がたくさんあること」が43.9%で最も高く、次いで「障害や健康状態に合った仕事ができること」が43.6%、「事業主や職場の人が障害に対して十分理解していること」が42.4%となっている。
- ・町の施策や事業などで困っていることについては、全体では「生活費に余裕がなく、経済的に困っている」が18.6%で最も高く、障害サービスや施設に関する「障害のある人が通所できる施設が整備されていないこと」が8.7%、「介護を必要とする重い障害のある人のための入所施設がないこと」が6.1%、「ホームヘルパーの派遣など在宅生活支援サービスが充実していないこと」が4.5%と合わせて19.3%であった。

これらの課題を解決するために、在宅福祉サービスの充実や経済的負担を軽減するための施策を検討することが必要である。また、障害者の就労促進と就労環境の充実を図るとともに、地域で安心して暮らせるための基盤整備を進めていくことが必要だと考えられる。

#### (4) 教育と就学

- 園・学校などに望むことについては、全体では「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」がともに38.1%で最も高く、次いで「障害に対する教師の理解を深めてほしい」「個別指導を充実してほしい」がともに33.3%、「施設、設備、教材を充実してほしい」「放課後の活動場所を整備してほしい」がともに19.0%となっている。
- 障害のある人への理解を深めるために必要だと思うことは、「障害のある人と接する機会を日頃から多くもつ」が35.6%、「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」が26.9%と高くなっている。

これらの課題を解決するために、園や学校での就学相談や進路相談の充実、人材育成を行い、障害児に対する教育が円滑に行える環境を整えることが必要である。また、障害の有無にかかわらず、共に学ぶことができる環境や、個性と可能性の伸ばし方に焦点を当て、多様なニーズに応える教育環境を構築することが必要だと考えられる。

## (5) 安心して暮らせる地域社会づくり

- 将来希望する暮らし方については、全体では「自宅で家族などといっしょに暮らしたい」が52.7%で最も高く、次いで「福祉施設（障害者支援施設、高齢者施設）で暮らしたい」が12.1%、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が11.4%となっている。
  - 外出の際に困っていることについては、全体では「バリアフリー化されていない」が5.7%となっている。
  - 外出の際に困っていることについては、全体では「利用できる移動手段が限られている」が18.6%で最も高く、次いで「電車やバスなど、交通機関を利用しづらい」が14.4%となっている。
  - 災害時の避難所については、全体では「知っている」が56.4%、「知らない」が32.2%となっている。
  - 災害時にひとりで避難できるかについては、全体では「できる」が37.1%、「できない」が39.4%、「わからない」が20.1%となっている。
  - 災害時のために備えている内容については、全体では「避難所を確認してある」が28.8%で最も高く、次いで「災害時の必要品を準備してある」が14.8%、「避難方法について決めてある」が6.1%となっている。
- なお、「特に準備していることはない」は55.3%となっている。

これらの課題を解決するために、将来の需要に備え、障害者向け住宅の整備や公共施設のバリアフリー化を進めていくとともに地域内での移動手段を向上させる。また、防災対策として、避難所に関する情報の広い周知や災害時の避難計画を住民に浸透させまちづくりの課題を解決し、住民の生活の質を向上させる基盤を整えることが必要である。

○ **第3章 計画の基本理念と基本目標** ○  
○ **【障害者計画】** ○





## 第3章 計画の基本理念と基本目標【障害者計画】

### 第1節 計画の基本理念

美里町障害者計画は、障害のある人もない人も、すべての人々が社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、人としての尊厳を大切にして、生き生きと生活できる地域社会づくりを目指しており、その基本理念として、「ノーマライゼーションとリハビリテーションの考えがいきわたった社会をすべての町民の参画により実現する」を掲げています。

また、平成25(2013)年4月に施行された障害者総合支援法の基本理念の中には、「共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去に資する日常生活・社会生活の支援」が掲げられています。

障害者の社会参加と自立を考えると、自己選択、自己決定、自己管理、自己実現ができるような生活を目指し、それを推進し、援助することが必要です。一方、障害者の生活については、日常生活における質的向上や、一人の町民として自立や社会参加への意識が強まっている中で、住み慣れた地域で自分らしく充実した人生を過ごすことが重視されています。そのためには、障害者に対して、公的な支援のみでなく、地域社会で支え合うことが重要であり、地域での助け合いと公的な支援を両輪とした、誰もが生きがいを持って暮らせる地域社会の構築を目指すことが必要です。

これらの理念に基づき、第4期美里町障害者計画では引き続き「ノーマライゼーションとリハビリテーションの考えがいきわたった社会をすべての町民の参画により実現する」に向けて取り組みます。

#### 基本理念

**ノーマライゼーションとリハビリテーションの考えがいきわたった社会をすべての町民の参画により実現する**

## 第2節 基本目標の設定

---

### (1) 基本目標1 お互いが人格と個性を尊重し合う共生社会づくり

障害のある人が住み慣れた地域や家庭で安心して自立した生活を続けられるよう、障害への正しい理解を深めるための広報・啓発活動や交流活動に取り組むほか、地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていけるよう、様々な社会活動・地域活動への参加を支援・促進していきます。

### (2) 基本目標2 健やかに暮らせる保健・医療の充実

障害者が安心して暮らせる環境を作るには、福祉サービスを必要な時に、必要な量を利用できるよう、提供体制を充実させる必要があります。また、福祉サービス事業や医療機関等の連携を強化し、障害者の情報を共有し包括ケア体制の充実を推進します。

### (3) 基本目標3 豊かな生活を支える福祉サービスの充実と基盤整備

地域における障害者の生活を支えるにあたっては、行政の公的なサービス以外に、隣近所の町民やボランティア等の活動団体など、地域に住む人たちが協力し合い、取り組んでいくことが大切です。そのため、町民の福祉意識の向上に取り組み、「地域福祉」の活動を推進するとともに、福祉サービスに関する情報提供や窓口の充実も推進します。

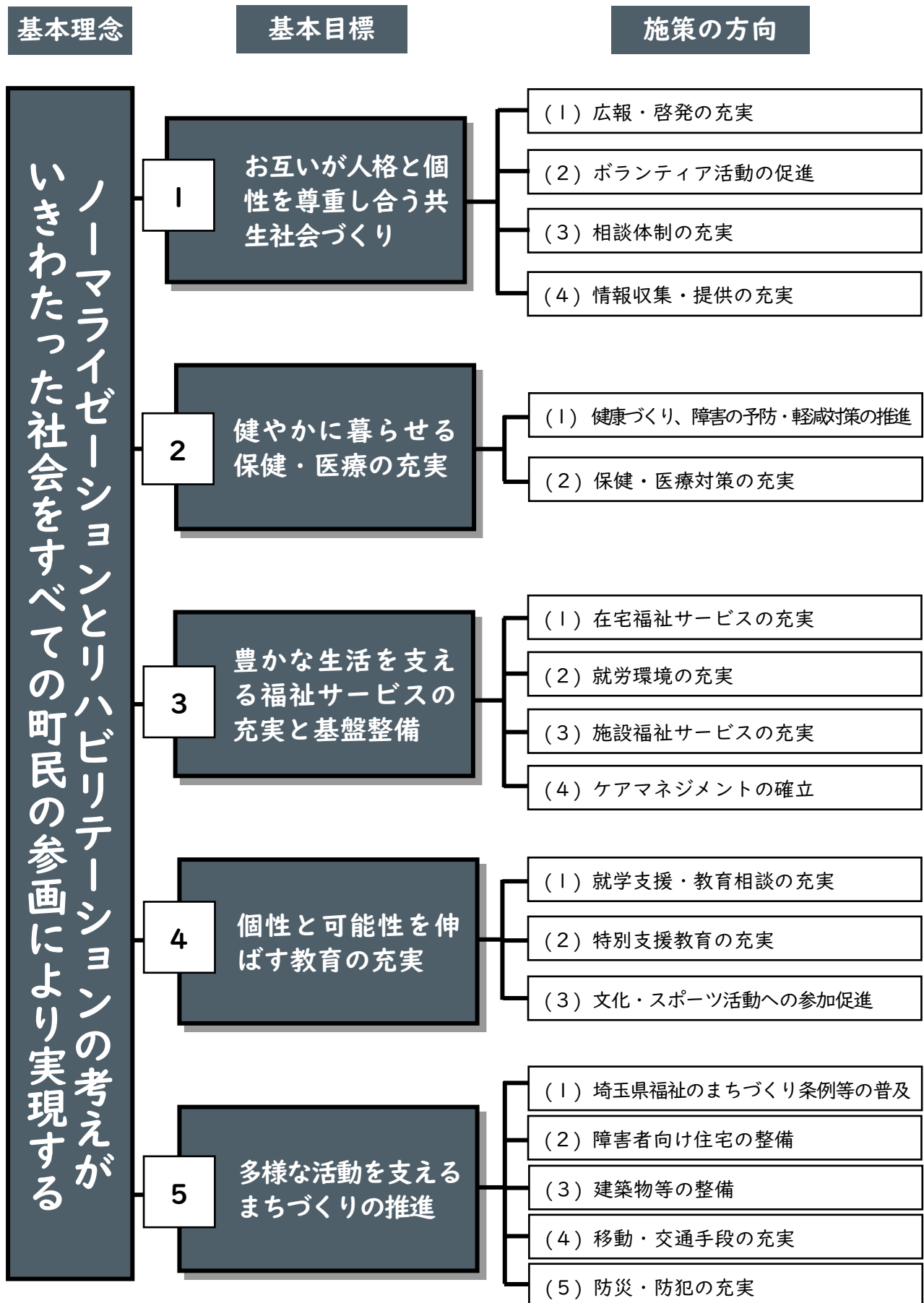
### (4) 基本目標4 個性と可能性を伸ばす教育の充実

障害児が健やかに育ち学ぶためには、障害の特性や程度に応じた教育が受けられる環境が必要です。そのため、特別支援教育の体制を整えるとともに、学校職員の資質の向上を図ります。また、障害のない児童・生徒との交流機会を積極的に設けるなど、共に学び、共に支え合うことのできる教育環境を目指します。さらに、特別支援学級等の充実により、教育的ニーズのある児童・生徒への対応を推進します。

### (5) 基本目標5 多様な活動を支えるまちづくりの推進

障害者が自由に外出するにあたっては、道路や建築物がユニバーサルデザインであることが大切です。また、町内の公共交通機関が不十分な面もあることから、交通事業者などと連携し、障害者の外出の機会を確保することが重要です。相談支援体制の整備をはじめとして、地域での見守りや災害時に支援する体制づくりなど、ともに安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

第3節 施策の体系



## 基本目標 1

## お互いが人格と個性を尊重し合う共生社会づくり

ノーマライゼーションの理念がいきわたった福祉社会づくりには、障害の有無にかかわらず、すべての町民の参加と障害者への理解・交流の促進が必要となります。そのため、広報やボランティア活動を通じた福祉意識の普及・啓発に努めるとともに、障害福祉サービスや地域行事への参加を促す情報提供や相談体制の充実に努めます。

### (1) 広報・啓発の充実

#### ■今後の方向性

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくためには、周囲の人々の障害への理解を広げ、障害のある人への配慮が広く地域で実践されることが必要です。

#### ■障害者への理解（こころのバリアフリー）

##### ① 障害の理解の促進

障害との共生社会について町民が理解できるよう広報への情報掲載やホームページのほか、福祉パンフレットを作成し、福祉意識の普及・啓発に努めます。

##### ② 障害者への理解の促進

障害者の交流機会の拡大を図るため、町のイベント等への参加を呼びかけます。

精神障害や発達障害、高次脳機能障害など見えない、わかりにくい障害に対する正しい情報と知識を提供し、お互いが理解し、住みやすい地域づくりを目指します。

義足・人工関節を使用している方や内部障害・難病の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としていることを示す「ヘルプマーク」をはじめ、障害者に関するマークの普及啓発を推進します。

障害のある方や要介護の方、妊産婦の方など、歩行困難と認められる方が優先駐車区画等の駐車区画を利用できる「思いやり駐車場制度」の普及啓発を推進します。

##### ③ 障害者週間[12月3日～12月9日]の周知

民間団体等と連携協力を図りながら、障害者週間にイベントや広報活動を行い、共生社会への理解普及に努めます。

## (2) ボランティア活動の促進

### ■今後の方向性

障害福祉を推進する上で、誰もが他者のことを思いやり、必要な場面で適切な援助を行うことが望まれます。

地域の中で障害のある人をサポートできる人を増やすため、ボランティアの活動、交流や育成等を推進します。

### ■多様なボランティア活動の促進

#### ① 手話ボランティア活動の促進

聴覚障害者の活動や社会参加を促進するため、手話ボランティアの確保と育成、活動の促進を図ります。そのため、児玉郡市との連携により開催している手話講座の充実を図ります。

#### ② 有償ボランティアの利用促進

商工会が行っている有償ボランティア「元気で安心！ふれあいサービス事業」の周知と利用促進を図ります。

#### ③ その他の活動の推進

町社会福祉協議会を中心に行っているボランティア講座等を支援し、多様なボランティア活動の推進を図ります。そのため、障害者のニーズに基づいたボランティアメニューの充実を図ります。

町内又は近隣で活躍するボランティア団体の活動を、広報紙等で紹介し、ボランティアに興味のある方への参加を促します。

障害者団体の育成を進め、活動の支援を行います。

### ■ボランティアセンターの充実

#### ① ボランティアセンターの充実

町社会福祉協議会を中心に、ボランティアの育成と確保、コーディネート、各種情報の提供、相談等を行う場の充実を図ります。

ボランティア団体同士、ボランティア団体と障害者団体等各種団体の連携強化を支援します。

## (3) 相談体制の充実

### ■ 今後の方向性

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアの考え方を念頭に、身近な地域で相談支援を受けることができ、また様々な障害種別に対応することができるよう、総合的な相談支援体制の整備を図ります。

#### ① 身近な相談窓口の充実

障害者が役場等で気軽に相談できるよう、窓口体制の確立を図ります。

タブレットを利用した遠隔手話通訳サービスを導入し、聴覚障害者の方が安心して窓口で相談できる体制を整備します。

役場等の窓口にとどまらず、保健師や民生・児童委員、ボランティア団体の活動が相談の窓口ともなるよう幅広い窓口を確保します。

#### ② 専門機関との連携の強化

県の機関や教育、福祉、就労、医療施設や関連機関等との連携を図り、専門的サービスの提供の充実を図ります。

#### ③ 相談支援センターの活用

児玉郡市の市町が協働し、障害者相談支援事業者の更なる周知と利用促進を図ります。

#### ④ 「サポート手帳」の活用促進

発達障害児が幼児期から成人期まで一貫した支援を受けられるよう、また、様々な場面で障害の特性を理解してもらうため、「サポート手帳」の普及と活用を促進します。

#### ⑤ 多様な相談に応じる体制整備

児玉郡市の市町が協働し、障害者基幹相談支援センターを中核としながら相談支援体制の強化を図ります。

障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、児玉郡市の市町が協働し、地域生活支援拠点の整備・推進に努めます。

強度行動障害や高次脳機能障害、難病患者、医療的ケア児、発達障害者等の相談対応に応じるため、相談支援事業者などと連携を強化します。

## (4) 情報収集・提供の充実

### ■今後の方向性

情報通信技術の活用により、障害のある人のコミュニケーションを広げ、自立と社会参加を支援するとともに、情報格差の縮小に努め、情報伝達手段の充実など情報利用の円滑化を促進し、誰にとっても情報バリアフリーな社会の形成を図ります。

### ■情報収集の充実

#### ① 情報収集の充実

役場や町社会福祉協議会等における情報提供窓口の充実を図ります。そのため、情報の集約される拠点とのネットワークによる情報の共有化システムを確立します。  
障害者施策に関する情報や障害者個人の情報を共有化する組織作りを目指します。

### ■情報提供の充実

#### ① 窓口の充実

役場や町社会福祉協議会等における情報提供窓口の充実を図ります。

#### ② 広報の充実

広報紙や福祉パンフレットをはじめとして、多様な方法により情報提供の充実を図ります。

町内で活躍するボランティア団体の活動を、広報紙等で紹介します。  
健康診査受診について、広報紙へ掲載し、役場での相談機会の際に周知します。  
防災マップを作成し、普及徹底を図ります。

#### ③ 通信機器の利用促進

電話、ファクシミリ、携帯電話、ホームページのほか、町公式の SNS 等を活用して町民が情報を迅速に入手できるよう努めます。

## 基本目標 2

## 健やかに暮らせる保健・医療の充実

障害のある人の健康を維持し、障害を軽減するために、難病対策やリハビリテーションの充実を図ります。

また、発達障害への早期対応を含めて障害の早期発見・早期療育の推進、障害の原因に対応した疾病対策等、障害予防の推進に努めるとともに、うつ病など心の病の予防と精神疾患等の正しい理解について地域の精神保健対策を推進します。保健・医療施策と福祉施策の効果的な連携を推進し、保健・医療・福祉のネットワークの充実を図ります。

### (1) 健康づくり、障害の予防・軽減対策の推進

#### ■今後の方向性

障害のある児童の早期療育に向けて障害の早期発見や予防のために健康診査・保健指導・相談事業等の母子保健及び学校保健施策などを実施します。特に、乳幼児期・児童期における発達障害の早期発見・早期対応に努めます。

脳血管障害等の疾病を原因として障害を持つことになった人や高齢期で障害のある人が多い現状から、疾病や要介護状態になることを防止するために、若年期からの生活習慣病対策、介護保険事業、地域支援事業（介護予防事業）の充実に努めるとともに、特定健診・特定保健指導を推進します。

#### ■健康づくり、障害の予防・軽減対策の推進

##### ① 健康づくりの推進

運動教室や健康教室を開催し、生活習慣改善を呼びかけます。  
健康診断や各種健康診査の充実、受診率の向上を図ります。  
糖尿病、脳卒中、心臓病等の疾病の予防、早期発見に努めます。

##### ② 訪問指導の充実

保健師等の訪問指導を推進します。  
定期的な訪問指導体制の充実を図ります。

##### ③ 切れ目のない支援の推進

保育所・幼稚園・小学校連携会議等を開催し、保健・福祉・教育等の連携強化を図ります。  
中学校と連携し、中学校卒業後も発達等に支援が必要な子どもと保護者に対して、継続して支援を行っていく体制整備を図ります。



## ■早期療育体制の充実

### ① 早期発見の推進

安心・安全な妊娠・出産ができるように、母子保健の充実を図ります。

乳幼児健康診査や乳幼児相談などを実施し、発育・発達に支援が必要と思われる乳幼児の早期発見・早期支援を実施します。

保育所、幼稚園、小学校、中学校に対し発達障害等に関する専門的な知識・技能を持つ巡回相談員による巡回相談を行い、保育士や教員に障害の早期発見・早期対応のスキルを高めるための支援を行います。

### ② 療育相談・指導の充実

保健センターにおいて、保健師等の専門職員による療育相談、親子教室の開催等で指導の充実を図ります。

県、児童相談所、医療機関との連携を強化します。

親の会や障害者団体等が行う活動を支援します。

障害児等療育支援事業との連携を図ります。

## (2) 保健・医療対策の充実

### ■今後の方向性

障害の重度化・重複化、高齢化や医療的ケアの必要性等に対応し、安心した地域生活を支えるため、身近な地域において、保健・医療・福祉のサービスを必要なときに適切に受けることができるよう、保健・医療・福祉等関係機関の連携を推進し、提供体制の充実を図ります。

### ■保健サービスの充実

#### ① 保健相談の充実

障害者や難病患者に対する相談の充実を図ります。

#### ② 健康診査受診機会の充実

医療機関との連携を強化し、健康管理の充実を促進します。

健康診査受診について、広報紙へ掲載し、窓口での相談機会の際に周知します。

#### ③ 歯科保健の推進

外出の困難な障害者のため、訪問歯科指導を検討します。

歯科予防業務の充実を図るとともに、歯科医療機関との連携を強化します。

## ■ 医療体制の充実促進

### ① 障害者の受診機会の確保

医療機関との連携を強化します。

通院のための移送サービスの充実等に努め、受診機会の確保を図ります。

### ② 歯科診療体制の充実

医療機関との連携を強化します。

通院及び訪問による歯科診療の充実を図ります。

### ③ 医療費の軽減対策の推進

医療費の負担軽減のため、重度心身障害者医療費制度や県が行っている特定疾患医療給付制度など公費負担制度の周知と利用を促進するとともに、適用の拡大を関係機関に要請していきます。

## ■ 難病患者とその家族への支援

### ① 難病患者短期入所事業

難病患者の介護を行う家族が疾病等の事情により介護できない場合、一時的に施設に入所することにより、患者と家族の負担を軽減します。

### ② 難病患者ホームヘルプサービス

難病のために日常生活を営むのに支障がある難病患者の家庭にホームヘルパーを派遣し、日常生活の困難さの解消を図ります。

### ③ 難病患者日常生活用具給付

難病患者の日常生活の不便さを補うための用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

## 基本目標3 豊かな生活を支える福祉サービスの充実と基盤整備

高齢化の進展などにより、障害のある人の数が年々増加するとともに、障害の重度化・重複化が進んでいます。

障害者自立支援法の施行により、障害種別にかかわらずサービスを利用するための仕組みが一元化され、障害のある人の生活を支える福祉サービスの体系が見直されました。

地域での生活を希望する障害のある人が、生涯を通じて自らの選択により、一人ひとりのニーズに沿った必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続できるよう、身近な相談支援体制や生活を支える福祉サービスを充実していくこと、また適切なサービス提供をするための人材の養成や確保が必要です。

### (1) 在宅福祉サービスの充実

#### ■今後の方向性

在宅におけるホームヘルプや入浴サービス、ガイドヘルプサービスなどの人的サービスから、補装具や日常生活用具の給付・貸与サービスまで、障害のある人が可能な限り、住み慣れた居宅において安心して生活を営んでいくための在宅福祉サービス提供体制の充実が求められます。

#### ■利用しやすい体制づくり

##### ① 障害福祉サービス内容の周知の徹底

広報紙や福祉パンフレット、ホームページのほか、町公式の SNS 等の多様な方法により情報提供の充実を図り、サービスを必要とする人が適切に利用できるようにします。障害福祉サービスについて、窓口での相談機会の際に周知します。

##### ② 相談窓口の充実

障害者の立場に立った相談の充実を図り、専門的な相談への対応や、訪問による相談等、多様な対応を行います。

保健・医療・福祉・就労・教育等の関係機関の連携を強化します。

## ■在宅福祉サービスの推進

### ① 短期入所事業の充実

福祉施設との連携により、短期入所のためのベッドの確保を図ります。

### ② 相談支援事業の充実

児玉郡市が協働し、相談支援事業を実施します。

### ③ 日常生活用具及び補装具の給付、貸与事業の充実

日常生活用具及び補装具の利用促進・貸与事業の充実を図ります。

### ④ 地域生活への移行のための支援体制の整備

関係機関と連携して、施設・病院からの退所者などが円滑に地域生活に移行できるよう、在宅生活を支援するサービスの調整を図ります。

## ■生活支援の充実

### ① グループホーム等の設置支援

グループホームやケアホーム等の運営に対する支援、入居する障害者への支援の充実を図ります。

### ② 障害のある子どもの放課後対策などの充実

放課後等デイサービスなどにおいて、障害児の放課後対策や、夏休みなどの長期休暇時における居場所づくりを推進します。

### ③ 障害児(者)生活サポート事業の推進

在宅福祉サービスを中心としつつ、障害者の生活支援を行うため、障害児(者)生活サポート事業の推進を図ります。

### ④ コミュニケーション支援事業の充実

手話通訳者及び要約筆記者の派遣や、役場等の窓口での遠隔手話通訳サービス等、障害の特性に応じたコミュニケーション手段が提供できるよう拡充に努めます。

## ■経済的支援の充実

### ① 各種年金・手当等の利用促進

障害者及び家庭の安定のため、各種年金や手当、割引制度等の経済的支援制度について周知し、利用の促進を図ります。

制度の充実や新制度の導入について関係機関へ要請していきます。

### ② 住宅改修費助成制度の充実

障害者が在宅で生活できるよう、助成制度の充実と利用の促進を図ります。

### ③ 自動車等燃料費助成制度の充実

障害者の社会参加を促進するため、自動車等燃料費助成制度の充実を図ります。

### ④ 福祉タクシー助成制度の充実

障害者の社会参加を促進するため、福祉タクシー助成制度の充実を図ります。

### ⑤ 情報提供の充実

広報紙や福祉パンフレット、ホームページのほか、町公式の SNS 等の多様な方法により情報提供の充実を図り、サービスを必要とする人が適切に利用できるようにします。

## (2) 就労環境の充実

### ■今後の方向性

就労は、障害のある人にとって、生きがいつくりや社会参加という大きな役割を持ち、自立した生活に最も必要とされる経済的基盤を築くものです。

事業者への理解を深め、雇用の促進を図るとともに、障害の状況により一般的な就労が困難な場合に対して、福祉的就労の場である就労継続支援事業や地域活動支援センター事業への参加促進等、障害のある人の自立を支援していくことが大切になっています。

### ■関係機関との連携の促進

#### ① 関係機関との連携の促進

ハローワークや見玉郡市障がい者就労支援センター、障害者就業・生活支援センターこだま等との連携を強化し、障害者の職業的自立を支援します。

## ■雇用機会の拡大

### ① 雇用機会の拡大

障害者が職場に適應できるよう、職場に出向いて直接支援を行う職場適應援助者（ジョブコーチ）による支援事業や、障害者を新たに雇い入れることで作業施設や設備の改善をする等の経済的負担に配慮した助成金の制度について周知し、障害者の雇用を促進します。

## ■就労環境の充実

### ① 雇用環境の整備支援

民間企業等において障害者を雇用しやすくするよう、施設の整備・改修等への支援を行うとともに、その旨を周知します。

### ② 就労の援助体制の整備

障害者の就労を促進するため、公共交通機関等の移動の手段の確保をはじめとしたきめ細かい支援体制づくりを推進します。

## ■就労支援の充実

### ① 就労移行支援事業の推進

一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を推進します。

### ② 就労継続支援事業の推進

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業を推進します。

### ③ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業や就労後のフォローを行う就労定着支援事業の活用により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着につながるよう支援します。

### ④ 優先調達推進の推進

障害者優先調達推進法に基づき、本町が行う物品等の調達の推進を図ります。

### (3) 施設福祉サービスの充実

#### ■今後の方向性

福祉施設は入所だけでなく、身体機能の回復のためのものや、介護者の負担を軽減する、若しくは緊急時に対応するためのものなど様々であるため、施設利用へのニーズを正確に把握し、県や近隣及び圏域市町と調整を図りながら、利便性を図っていく必要があります。

#### ■施設福祉サービスの充実

##### ① 入所施設の確保

在宅での生活が困難な障害者が、入所により生活訓練や機能訓練を行う更生施設等の確保に努めます。

##### ② 利用施設の整備

障害者の生活支援の拠点として、生活支援の他、情報の収集・提供等を行う施設等の整備に努めます。

## (4) ケアマネジメントの確立

---

### ■ 今後の方向性

相談からサービス利用まで、障害者の特性に合わせ一貫して適切な支援が行えるよう、関係機関が連携するとともに、人材育成をすることにより、地域のケアマネジメント体制の充実が必要です。

### ■ サービス利用計画体制の拡大

#### ① サービス利用計画体制の拡大

障害者に必要なサービスを提供できているかどうかすべての利用者の計画を一定期間で再評価（モニタリング）し、不足しているサービスがあれば、それを提供できるような体制づくりを進めます。

### ■ 権利擁護制度等の検討

#### ② 権利擁護制度等の検討

サービスを利用している人からの苦情・問題等を受け付け、調査の上、改善等の指示を行い、利用しやすいサービス体制の促進に努めます。

「成年後見人制度」にかかる費用を助成することにより、利用が必要と思われる知的障害者・精神障害者の権利擁護に努めます。

障害者への虐待に関する相談窓口を設け、関係機関と連携しながら発生時に迅速に対応できるよう努めます。



## 基本目標4 個性と可能性を伸ばす教育の充実

すべての障害のある児童の乳幼児期から教育期間終了後の就労対策をはじめ、人生の節目となる主なライフステージごとに、医療・保健・福祉・教育・就労等の関係機関が連携して、切れ目なく総合的・継続的に対応できるように支援ネットワークの構築を目指します。

発達障害児については、年齢に対応して一貫した個別の教育・育成ができるような相談体制及び支援体制の整備を図ります。

### (1) 就学支援・教育相談の充実

#### ■今後の方向性

障害のある児童の社会的・職業的自立を促進するためにも、就学・進学指導及び教育相談等の支援体制をより充実させるとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等の広範囲な視点から適切な対応が求められています。

#### ■就学相談の充実

##### ① 相談の充実

小学校入学に当たって行う障害児就学支援委員会等、就学支援の充実を図り障害のある幼児・児童・生徒に最も適した教育の推進を図ります。

##### ② 情報提供の充実

母子保健事業や保育所等との連携を強化し、障害のある幼児の保護者への情報提供の充実を図ります。

## ■教育相談体制の充実

### ① 全町的な教育相談体制の確立

保育所等や小学校、中学校に対し、発達障害等に関する専門的な知識・技能を持つ巡回相談員による巡回相談を行い、保育士や教職員のスキルの向上を図ります。

保育所等や小学校、中学校が、支援の必要な子どもに対し、「育ちサポート連携シート」を用い、子どもの成長・サポートに有効な情報を共有し、子どもの障害や発達の状態に応じた適切な教育相談を実施します。

### ② 校内特別支援教育体制の充実・向上

特別支援教育コーディネーターを中心とした校内推進組織の充実を図ります。

障害のある児童・生徒への支援を充実させるために、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成します。

## (2) 特別支援教育の充実

### ■今後の方向性

障害のある児童・生徒にとっては専門性に基づいた教育と同時に、障害のない児童・生徒たちとともに学び育ち合える教育が必要です。国では障害の有無に関わらず、すべての児童・生徒が地域の学校で学ぶことができる体制と条件整備を進める「インクルーシブ教育」に向けた整備を進めています。

### ■研修の充実

#### ① 研修の充実

特別支援教育への理解を深め実践力を身につけることを目的に研修会を開催し、町内全教職員の資質向上に努めます。

### ■交流及び共同学習の充実

#### ① 児童・生徒との交流の推進

学校教育において通常の学級に通う児童・生徒と障害のある児童・生徒の交流を推進します。

#### ② 地域社会との交流の推進

障害のある人が地域で生きがいをもって生活する上で、雇用・就労の機会の拡充に努めるとともに、人とのふれあいの場となるスポーツや文化活動を通じた社会参加を促進します。

## ■学校施設の整備

### ① 学校施設の整備

学校施設のバリアフリー化や障害に応じた施設の整備を推進します。

## (3) 文化・スポーツ活動への参加促進

### ■今後の方向性

障害のある方が、楽しみのある生活づくりに自ら取り組んでいけるよう、鑑賞・参加、創作などの、文化・スポーツ活動などへの積極的な関わりを促していきます。また、それぞれの生活を一層地域に根ざしたものとしていけるよう、地域活動や行事等との関係の取り結びなどに対する支援を進めていきます。

### ■文化・スポーツ活動への参加促進

#### ① 施設の整備

障害者の文化・スポーツ活動推進のため、障害者の利用に配慮した整備、改修を推進します。

#### ② 事業の実施

障害者向けの文化・芸術・スポーツ事業や障害者も参加できる事業を、障害者や障害者団体のニーズを踏まえながら検討し実施します。

#### ③ 指導者の養成

障害者の行う文化・芸術・スポーツ活動の支援が適切にできるよう、指導者を確保、研修等を実施します。

#### ④ 団体の育成

障害者が文化・芸術・スポーツ活動に参加しやすくなるよう、障害者団体の育成を進め、活動の支援を行います。

## 基本目標 5

## 多様な活動を支えるまちづくりの推進

障害のある人や高齢者、乳幼児などにとって住みよいまちとは、誰にとっても住みよいまちであるというユニバーサルデザインの視点から（注）、快適で安全なまちづくり、生活環境のバリアフリー化を推進するとともに、地域の防犯・防災体制の強化、様々な観点からの移動手手段の確保などを図っていくことで、安全で不安なく暮らせる地域社会づくりを進めていきます。

（注）ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

### （１）埼玉県福祉のまちづくり条例等の普及

#### ■今後の方向性

埼玉県では「高齢者、障害者等を含むすべての人が個人として尊重され、様々な交流やふれあいの中で生きがいを持って生活することができる地域社会の実現は、県民すべての願いであり、こうした社会を実現するためには、高齢者、障害者等が自らの意思で自由に移動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるよう、一人ひとりが社会連帯の理念に基づいて福祉のまちづくりに取り組み、高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活を制限している様々な障壁を取り除いていくことが必要である。また、共に力を合わせて福祉のまちづくりを推進することを決意し、すべての県民が安心して生活することができる豊かで住みよい埼玉をつくるため、この条例を制定する。」としています。

本町では県が制定している福祉のまちづくり条例について、その普及を図り、福祉のまちづくりを推進します。

#### ■埼玉県福祉のまちづくり条例等の普及

##### ① 埼玉県福祉のまちづくり条例等の普及

県が制定している福祉のまちづくり条例について、その普及を図り、福祉のまちづくりを推進します。

平成 18 年 12 月に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称「ハートビル法」平成 6 年制定）と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称「交通バリアフリー法」平成 12 年制定）を統合した、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー新法）」が施行されました。この法律に基づき、障害者の日常生活及び社会生活における移動や施設利用上の利便性や安全性の向上を図り、重点整備地区のバリアフリー化を推進します。

## (2) 障害者向け住宅の整備

### ■今後の方向性

障害のある人の住まいの場が確保され、障害に応じた必要な支援が受けられるよう、入所施設やグループホーム等のサービスの充実を促進します。また、障害のある人が住み慣れた家庭で生活しやすいよう、住宅の改修や整備などについての情報提供や相談体制の充実に努めます。

### ■障害者向け住宅の整備

#### ① 住宅改修の支援

在宅での生活が可能となるように行う住宅の改修について、改修費助成の充実等の支援を推進します。

改修を促進するため、制度の充実を図ります。

#### ② グループホーム等の支援

グループホーム等の運営に対する支援、入居する障害者への支援の充実を図ります。グループホーム等の施設の設置について支援を行います。

## (3) 建築物等の整備

### ■今後の方向性

障害のある人等の移動の円滑化と公共公益施設の利用しやすさの向上を図るため、「バリアフリー新法」に基づいてユニバーサルデザインの考え方に配慮した環境の整備推進を図ります。

### ■建築物等の整備

#### ① 公共施設のバリアフリー化

県の福祉のまちづくり条例に基づいて既存の公共施設等のチェックを行い、適合しない施設については、改修計画を作成し、整備を推進します。

#### ② 民間施設、重点整備地区のバリアフリー化

人の集まる民間施設について、県の福祉のまちづくり条例に基づいた整備を関係機関に要請していきます。

障害者の生活にとって重要な施設のある地区を重点整備地区とし、バリアフリー化の推進を検討します。

## (4) 移動・交通手段の充実

---

### ■今後の方向性

障害のある人の移動手段の確保は個々の場面において様々な困難があることから、生活する地域の交通事情に即した移動の支援策を講じる必要があります。

日常生活のための重要な交通手段である鉄道や路線バス、タクシーなどの公共交通機関は、施設面や運行面で、障害のある人への一層の配慮が求められます。

### ■移動・交通手段の充実

#### ① 移動ニーズ支援

公共交通機関の不便さを補うため、福祉タクシー及びタクシー利用料金補助事業を今後も行います。また介護タクシーの充実を事業所に働きかけていきます。

#### ② 自動車の利用支援

障害者の自家用車の利用を促進するために自動車改造費の助成や、免許取得時の経費の助成などの制度の周知と利用促進を図ります。

自動車による外出を支援するため、燃料費の補助等の周知と利用促進を図ります。

#### ③ 歩行空間の整備

県の福祉のまちづくり条例を基本として、歩道の設置と段差の解消を推進します。

「高齢者、身体障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律(通称「バリアフリー新法)」に基づき、障害者の生活に関連があると思われる施設に、車いす用の駐車スペースの確保を要請します。

## (5) 防災・防犯の充実

---

### ■今後の方向性

障害のある人が安心して安全に暮らせるよう、関係機関と連携し、災害時の情報伝達体制や避難支援体制の整備が必要です。

また、地域における防犯活動を支援し、必要な情報提供等を通じて、防災・防犯意識の向上に向けた支援が必要です。

## ■防災体制の充実

### ① 災害マニュアルと防災ガイドブックの普及

災害時に障害者が的確に避難等の対応ができるよう、その体制づくりと普及徹底を進めます。

防災ガイドブックを作成し、普及徹底を図ります。

救急医療情報キット（連絡先、主治医、服薬情報、障害に対する配慮事項等、緊急時に必要な情報を記載し、冷蔵庫に保管するもの）の配布をします。

### ② 避難道路の確保

避難場所までの道路が確保できるよう沿道の整備を進めます。

### ③ 福祉避難所の確保

障害者にとっての避難所として福祉避難所を確保します。

### ④ 自主防災組織の設置

障害者の避難や誘導を援助する自主防災組織作りとその育成を図ります。

### ⑤ 避難訓練の実施

障害者や介護者も含めた防災訓練を実施します。

消防署や公共交通機関、民間施設等と連携し、避難訓練を実施するよう要請します。

### ⑥ 避難行動要支援者支援制度の周知

災害時に避難誘導・安否確認・救助等の支援がいち早く受けられるために制度の周知をし、制度利用の推進を図ります。

### ⑦ オストメイトのためのストマランニング備蓄の制度

災害時においても、ストマの使用に支障をきたさないよう、県とも連携を図りながら、ストマ装具備蓄体制を整備します。

## ■防犯体制の確立

### ① 地域安全運動の推進

障害者が犯罪に巻き込まれる事のないよう、民生・児童委員・警察や事業所との連携を強化し、地域における見守り体制の充実に努めます。

消防署や医療機関等と連携を図ります。

## ② 緊急時の情報システムの整備

聴覚又は発話等に困難がある方が事件や事故にあったときに文字により警察に緊急通報（110番通報）することができる「メール110番」「FAX110番」や音声での119番通報が困難な方が救急車や消防車を要請できる「FAX119通報」、インターネットを活用した「NET119」、24時間365日いつでもサービスが利用でき、警察や消防などへの緊急通報にも対応する「電話リレーサービス」などの普及を図ります。



- **第4章 障害福祉サービスの充実** ○
- **【障害福祉計画・障害児福祉計画】** ○



## 第4章 障害福祉サービスの充実【障害福祉計画・障害児福祉計画】

### 第1節 令和8年度の目標値

#### 1. 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、令和8年度末までに地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行できるよう家族や地域関係者の理解を得ながら、移行を進めます。

#### 施設入所者の地域生活への移行

項目	目標数値等
【実績値】 令和4年度末時点の入所者数	14人
【目標値】 地域生活移行者数	1人
【目標値】 地域生活への移行割合	7.1%

#### 【国の基本指針】

令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行すること、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

#### 【県の考え方】

地域移行者数は、国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しません。（設定しない理由：県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、県では地域移行の促進と並行して必要な施設整備は行うとしているため。）

## 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、共に暮らせる社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。引き続き、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者など関係機関の連携による重層的な支援体制の構築に取り組みます。

本町においては、令和3年度に保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置しています。

### 【国の基本指針】

- ① 平均生活日数に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ② 令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- ③ 退院率に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院6か月時点の退院率については84.5%以上、入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。

### 【県の考え方】

国の基本指針のとおりとします。

### 〈精神障害にも対応した地域包括ケアシステム〉

精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制。

### 3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等、地域生活支援拠点等の体制を確保し、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。特に、需要のある緊急時の対応が可能な施設入所支援を実施できる施設を確保できるよう、引き続き児玉郡市における地域生活支援拠点等の面的整備を含め、関係機関と協議を進めます。

また、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るために、児玉郡市において、関係機関と連携し、支援体制の整備を進めます。

項目	目標数値等
【目標値】 地域生活支援拠点における支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有
【目標値】 運用状況の検証・検討実施回数	年2回
【目標値】 強度行動障害を有する者に関する支援体制の整備	有

#### 【国の基本指針】

- ① 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ② 強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域・関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

#### 【県の考え方】

国の基本指針のとおりとします。

#### 〈地域生活支援拠点〉

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談・緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、グループホームや障害者支援施設等に付加した拠点。または、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制。

#### 4. 福祉施設から一般就労への移行

児玉郡市障害者自立支援協議会の就労支援部会を中心として、児玉郡市障がい者就労支援センターや各関係機関との連携を強化し、障害者の就労支援等の充実を図り福祉施設から一般就労への移行促進に取り組みます。

項目	目標数値等
【実績値】 令和3年度一般就労移行者数（全体）	1人
【目標値】 令和8年度一般就労移行者数（全体）	5人
【実績値】 令和3年度一般就労移行者数（就労移行支援事業）	1人
【目標値】 令和8年度一般就労移行者数（就労移行支援事業）	3人
【実績値】 令和3年度一般就労移行者数（就労継続支援A型）	0人
【目標値】 令和8年度一般就労移行者数（就労継続支援A型）	1人
【実績値】 令和3年度一般就労移行者数（就労継続支援B型）	0人
【目標値】 令和8年度一般就労移行者数（就労継続支援B型）	1人
就労移行支援事業所数	未設置
就労定着支援事業所数	未設置
就労定着支援事業の利用者数	2

#### 【国の基本指針】

- ① 一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ② 一般就労への移行者数は、就労移行支援事業では令和3年度実績の1.31倍以上を基本とし、就労継続支援A型事業では概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業では概ね1.28倍以上になることを目指すこととする。
- ③ 就労移行支援事業については、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ④ 就労定着支援事業の利用者数については令和3年度の実績の1.41倍以上になることを基本とする。さらに就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上になることを基本とする。

#### 【県の考え方】

国の基本指針のとおりとします。

## 5. 障害児支援の提供体制の整備等

障害児が身近な地域で支援が受けられるよう、児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを設置し、重層的な地域支援体制の構築を目指します。また、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置に努め、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を進めます。

項目	目標数値等	備考
【目標値】 児童発達支援センターの設置数	1か所	令和8年度末までに児玉郡市で設置
【目標値】 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	有	
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	1か所	令和8年度末までに児玉郡市で 1か所以上
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	1か所	令和8年度末までに児玉郡市で 1か所以上
【目標値】 医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	有	令和8年度末までに児玉郡市で実施
【目標値】 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	有	令和8年度末までに児玉郡市で実施

### 【国の基本指針】

- ① 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。
- ② 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③ 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。圏域での設置であっても差し支えない。
- ④ 令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

### 【県の考え方】

国の基本指針のとおりとします。

## 6. 相談支援体制の充実・強化等

児玉郡市障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心として、地域における相談支援の充実・強化を図ります。基幹相談支援センターについては、令和5年度内に児玉郡市に設置し、児玉郡市内市町及び関係機関等と連携してその機能強化に努めます。

項目	目標数値等
【目標値】 基幹相談支援センターの設置	有
【目標値】 協議会における個別事例検討の実施の体制の確保	有

### 【国の基本指針】

- ① 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ② 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

### 【県の考え方】

国の基本指針のとおりとします。



## 7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

児玉郡市自立支援協議会を活用し、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等について情報の共有を図るとともに、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制整備について検討していきます。

項目	目標	町の考え方
<b>【目標値】</b> 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	有	令和8年度末までに体制を構築

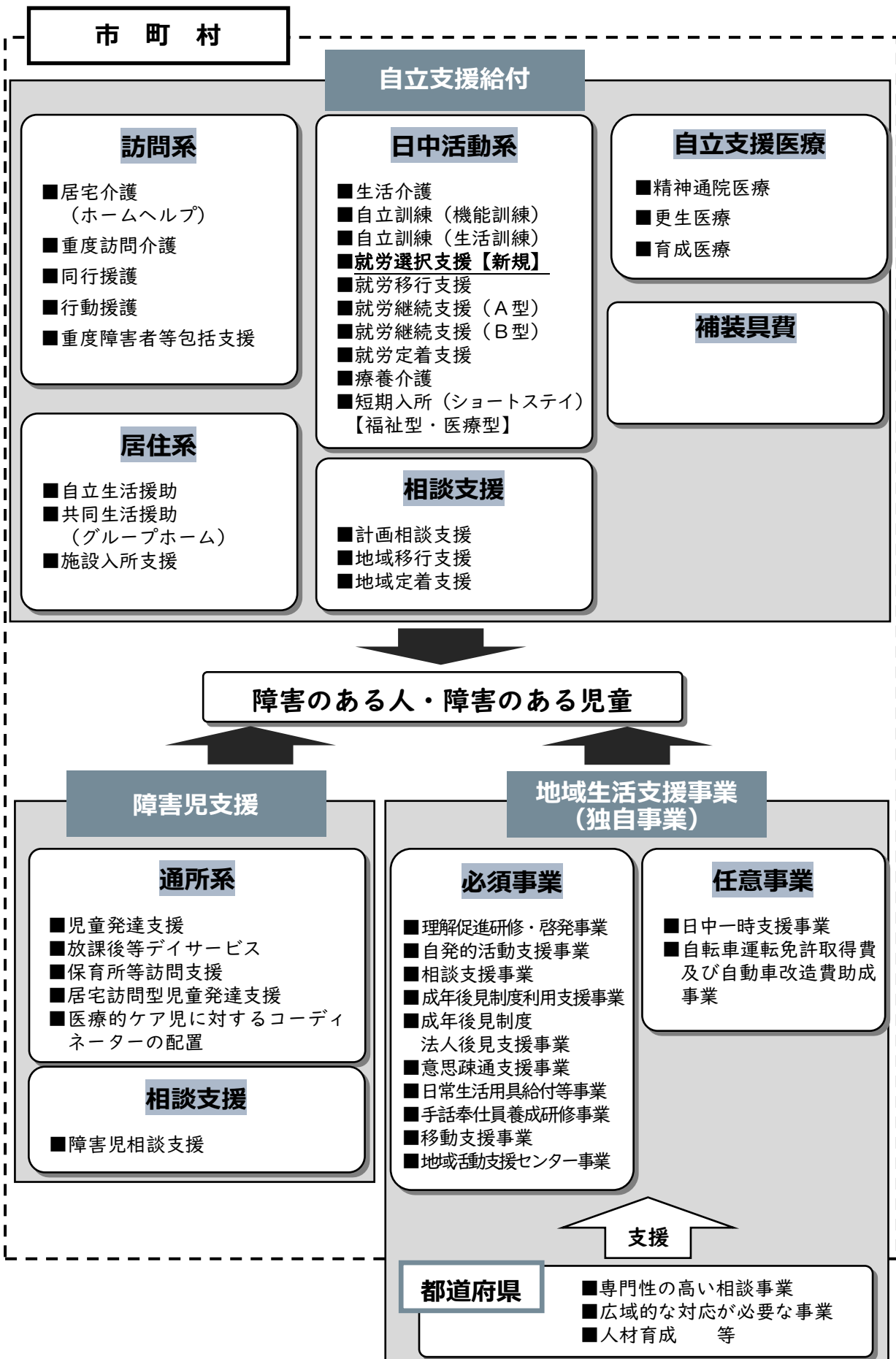
### 【国の基本指針】

- ① 障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
- ② 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

### 【県の考え方】

国の基本指針のとおりとします。

## 第2節 障害福祉サービスの体系



## 第3節 障害福祉サービスの見込みと確保策

### (1) 訪問系サービス

サービス見込量については、居宅介護利用者を基礎として、令和3年度及び令和4年度の実績をもとに見込み、設定しました。在宅生活を支援するために、事業所との連携を図りながら、日常生活上の困難さを少しでも軽くできるよう努めます。

#### ① 居宅介護

自宅での入浴や排せつ、食事の介護など、自宅における生活全般にわたる介護サービスを行います。

#### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常に介護が必要な人に、自宅での入浴や排せつ、食事等の介護や生活全般にわたる援助、外出時の移動中の介護を総合的にを行います。

#### ③ 同行援護

視覚障害により、移動が著しく困難な人に、外出時の移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

#### ④ 行動援護

知的障害又は精神障害により、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時の移動中の介護等を行います。

#### ⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護を要する障害者（障害支援区分6）等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助のサービスを包括的にを行います。

■訪問系サービスの実績と見込量

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用時間 (時間/月)	174	188	240	240	290	345
	利用人数 (人/月)	5	7	9	9	11	13
重度訪問 介護	利用時間 (時間/月)	0	0	30	30	30	30
	利用人数 (人/月)	0	0	1	1	1	1
同行援護	利用時間 (時間/月)	0	0	30	30	30	30
	利用人数 (人/月)	0	0	1	1	1	1
行動援護	利用時間 (時間/月)	0	0	30	30	30	30
	利用人数 (人/月)	0	0	1	1	1	1
重度障害者 等包括支援	利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

## (2) 日中活動系サービス

サービス見込量については、令和3年度及び令和4年度の実績をもとに見込み、設定しました。サービスの周知を図るとともに、利用者のニーズに合った日中活動の機会の提供に努めます。

また、児玉郡市障がい者就労支援センター等との連携をさらに密にすることにより、就労支援と雇用推進に努めます。

### ① 生活介護（介護給付）

常に介護を必要とする人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。

### ② 自立訓練（訓練等給付）

#### ②-1 機能訓練

障害者支援施設等又は自宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを通して、身体機能又は生活能力の維持、向上等の訓練を行います。

#### ②-2 生活訓練

障害者支援施設等又は自宅を訪問して行う入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談及び助言を行います。

### ③ 就労選択支援（訓練等給付）

就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にするものです。

### ④ 就労移行支援（訓練等給付）

就労を希望する人に、概ね2年間の期間を設定し、一般企業等への就労に向け、生産活動やその他の活動の機会を提供し、必要な知識及び能力の訓練を行います。

### ⑤ 就労継続支援（A型・B型）

#### ⑤-1 就労継続支援A型(雇用型)

就労移行支援事業により一般企業への雇用が結びつかなかった方、特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった方などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

## ⑤－２ 就労継続支援B型(非雇用型)

一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から就労が困難な障害のある人の中で、再び雇用の場に戻ることを希望する障害のある人に対して、継続した就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

## ⑥ 就労定着支援（訓練等給付）

一般就労へ移行した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

## ⑦ 療養介護（介護給付）

医療を必要とし、常時介護を必要とする障害のある人で一定以上の障害支援区分の方を対象に、病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上のサービスを行います。

## ⑧ 短期入所【福祉型・医療型】（介護給付）

障害のある人を対象に、介助者の疾病等の理由により障害のある人の介助ができなくなった場合、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

■短期入所・日中活動系サービスの実績と見込量

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用日数 (人日/月)	680	694	710	720	760	800
	利用人数 (人/月)	34	34	35	36	38	40
	うち、 重度 障害者	-	-	-	21	22	23
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 (人日/月)	0	0	0	22	22	22
	利用人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 (人日/月)	0	0	0	22	22	22
	利用人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
就労選択支援	利用人数 (人/月)	-	-	-	1	2	3
就労移行支援	利用日数 (人日/月)	23	43	70	84	105	126
	利用人数 (人/月)	1	3	4	4	5	6
就労継続支援 (A型)	利用日数 (人日/月)	21	21	17	22	22	22
	利用人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
就労継続支援 (B型)	利用日数 (人日/月)	520	518	500	558	594	630
	利用人数 (人/月)	29	29	27	31	33	35
就労定着 支援	利用人数 (人/月)	1	1	2	2	2	2
療養介護	利用人数 (人/月)	2	2	2	2	2	2
短期入所 (福祉型)	利用日数 (人日/月)	4	2	7	12	20	28
	利用人数 (人/月)	1	1	2	3	5	7
	うち、 重度 障害者	-	-	0	2	3	4
短期入所 (医療型)	利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	5	5
	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	1	1
	うち、 重度 障害者	-	-	0	0	1	1

### (3) 居住系サービス

居住系サービスの利用は、令和3年度及び令和4年度の実績をもとに、地域における居住の場としてのグループホームの需要の拡大を見込み、設定しました。単身での生活が困難である人にとって、住まいの確保は地域での自立した生活を目指す上で重要です。また、地域生活支援拠点等にコーディネーターを配置するとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域の体制づくりを強化する必要があります。引き続き、事業所との連携を図ります。

#### ① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問（助言や医療機関等との連絡調整）や、利用者からの相談・要請に応じた随時の対応（訪問、電話、メール等）により必要なサービスを行います。

#### ② 共同生活援助（グループホーム）

主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

#### ③ 施設入所支援

夜間等に介護を必要とする障害のある人や、「自立訓練」「就労移行支援」を利用している障害のある人の中で単身の生活が困難である方、地域の都合により通所が困難な方を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事等の日常生活上の支援を行います。



■居住系サービスの実績と見込量

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用日数 (人日/月)	2	3	3	3	3	3
	共同生活援助 (グループホーム)	21	22	23	24	26	28
	うち、 重度障 害者	-	-	1	1	2	3
施設入所支援	利用人数 (人/月)	14	14	14	15	16	17

■地域生活支援拠点等の整備の実績と見込量

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支 援拠点等の 設置数	設置数 (か所)	0	0	1	1	1	1
地域生活支援 拠点等のコー ディネーター 配置人数	配置人数 (人)	-	-	1	1	1	1
地域生活支 援拠点等に おける機能 の検証 及び検討の 実施回数	実施回数	-	-	2	2	2	2

## (4) 相談支援

相談支援については、令和3年度及び令和4年度の実績をもとに見込み、設定しました。計画相談支援は障害福祉サービス等の利用者全員が対象となっていることから、福祉サービス利用者の増加に伴い今後も利用が伸びるものと予想されますので、引き続き事業所との連携を図りながら、支援に努めます。

### ① 計画相談支援

障害福祉サービス等の利用開始や継続に際して、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案して、必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

### ② 地域移行支援

障害者支援施設等の施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等のサービスを行います。

### ③ 地域定着支援

居宅において、単身のために地域生活が不安定な人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問等を行います。

#### ■相談支援の実績と見込量

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用人数 (人/月)	68	74	75	80	85	90
地域移行支援	利用人数 (人/月)	0	0	0	┆	┆	┆
地域定着支援	利用人数 (人/月)	0	0	0	┆	┆	┆

## 第4節 障害児福祉サービスの見込みと確保策

### (1) 障害児通所支援

障害児通所支援については、令和3年度及び令和4年度の実績をもとに見込み、設定しました。障害のある児童が質の高い専門的な発達支援を受けられるよう、サービス提供事業所と連携してサービス提供体制の確保・拡大を図ります。

#### ① 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある子どもについて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

#### ② 放課後等デイサービス

就学している障害のある児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

#### ③ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、未就学の障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行います。

#### ④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が困難な障害のある子どもに対して、居宅を訪問して、発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練）を行います。

#### ⑤ 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるなかで、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

■障害児通所支援サービスの実績と見込量

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数 (人日/月)	25	34	80	86	92	98
	利用人数 (人/月)	4	7	10	11	12	13
放課後等 デイサービス	利用日数 (人日/月)	199	170	197	219	241	263
	利用人数 (人/月)	14	16	21	23	25	27
保育所等 訪問支援	利用日数 (人日/月)	0	1	1	2	3	4
	利用人数 (人/月)	0	1	1	2	3	4
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数 (人日/月)	0	0	0	1	1	1
	利用人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
医療的ケア児 に対する関連 分野の支援を 調整するコー ディネーター の配置	利用日数 (人日/月)	0	0	0	1	1	1
	利用人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

## (2) 障害児相談支援

障害福祉サービスや障害児通所支援を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又は保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の評価と計画の見直し等を行います。

### ① 障害児相談支援

障害のある児童について、障害児通所支援を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

■障害児相談支援の実績と見込量

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談 支援	利用人数 (人/月)	3	16	22	24	26	28

### (3) 障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

障害児が、子ども・子育て支援サービス等を希望に沿った利用ができるよう、保育所等における障害児の受け入れの体制整備を行います。

■障害児の利用希望及び受入可能人数の見込量

施設名		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		利用希望	受入可能	利用希望	受入可能	利用希望	受入可能
保育所	実人数 (人)	6	6	6	6	3	3
認定こども園	実人数 (人)	0	0	0	0	0	0
放課後児童 健全育成事業	実人数 (人)	0	0	0	0	0	0
幼稚園	実人数 (人)	0	0	0	0	0	0
特定地域型 保育事業	実人数 (人)	0	0	0	0	0	0
認可外(地方 単独事業)	実人数 (人)	0	0	0	0	0	0

## 第5節 地域生活支援事業の見込みと確保策

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に事業を効果的・効率的に実施し、障害者の地域における自立と社会参画を促進するために行われます。また、地域生活支援事業には、(1)市町村において必ず実施しなければならない事業(必須事業)と、(2)町の状況に応じて柔軟に実施する事業(任意事業)から構成されています。

今後も利用者のニーズに柔軟に対応し、障害者が安心して地域で暮らせる地域生活支援事業の充実を図ります。

### (1) 市町村における必須サービスの種類及び内容

#### ① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民の方に障害のある人への理解を深めるための研修等を実施します。

#### ② 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民等が地域で自発的に行う活動を支援します。

#### ③ 相談支援事業

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を送れることを目的に、障害のある人自身や家族の方、介護を行う方などからの相談を総合的に受け付け、障害福祉サービスに関する情報の提供や利用の援助、権利擁護のための必要な援助を行います。

- ・ 障害者相談支援事業（児玉郡市共同事業として実施）
- ・ 基幹相談支援センター（児玉郡市で共同設置）
- ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業（児玉郡市共同事業として実施）
- ・ 住宅入居等支援事業

○障害者相談支援事業所の実施主体

【身体】障害者生活支援センターさわやか（社会福祉法人友愛会）

【知的】障害者生活支援センターさわやか（社会福祉法人梨花の里）

【精神】障害者生活支援センターみさと（社会福祉法人美里会）

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害や精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用を支援して権利の擁護を図ります。

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を図ります。

#### ⑥ 意思疎通支援事業

##### ⑥-1 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障害のため、意思の疎通が困難な障害のある人に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、障害のある人とその周りの人との意思疎通を円滑なものにするよう努めます。

##### ⑥-2 手話通訳者設置事業

手話を必要とする聴覚障害者に対応できるよう、町役場等への手話通訳者の設置を検討します。

#### ⑦ 日常生活用具給付等事業

障害のある人及び難病患者等を対象に、日常生活に必要な用具を給付又は貸与します。

#### ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行います。

#### ⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、社会生活上に必要な外出及び研修への出席等の社会参加のための外出の際の支援を行います。

#### ⑩ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、障害のある人が通うことによって、地域生活の支援を行います。

■サービスごとの実績と見込量（必須事業）

		実績		見込	計画			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無	
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施件数	3	3	3	3	3	
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有	有	有	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	
成年後見制度利用支援事業	実施の件数	1	1	1	1	1	1	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	(件)	102	70	96	100	110	120
	手話通訳者設置事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有



			実績		見込	計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載	介護・訓練 支援用具	(件)	2	2	0	2	2	2
	自立生活 支援用具	(件)	2	5	1	5	5	5
	在宅療養等 支援用具	(件)	0	0	1	2	2	2
	情報・意思 疎通支援 用具	(件)	0	2	0	2	2	2
	排泄管理 支援用具	(件)	396	459	504	550	600	650
	居宅生活動 作補助用具 (住宅改修費)	(件)	0	0	0	1	1	1
手話奉仕員 養成研修事業	実施の件数	0	1	1	1	1	1	
移動支援事業	実施か所数	5	3	3	5	6	7	
	実利用者数	611	593	624	650	680	710	
地域活動支援 センター事業	実施か所数	2	2	2	1	1	1	
	実利用者数	4	8	5	5	5	5	

## (2) 本町で実施する事業のサービスの種類と見込量

### ① 日中一時支援事業

在宅で介護をしている家族の就労及び一時的な休息のため、見守り等の支援が必要と認められる障害のある人の日中における活動の場の提供や介護等を行います。

### ② 身体障害者自動車改造費補助事業

自らが運転できるように自動車を改造しようとする身体障害者に対し補助金を交付し、社会参加と就労支援を促進します。

### ③ 障害者自動車運転免許取得費補助事業

運転免許を取得しようとする障害のある人に対し、補助金を交付し、自立を促進します。

#### ■本町独自サービスの実績と見込量

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	(人)	4	3	2	3	4	5
身体障害者自動車改造費補助事業	(件)	1	3	1	1	2	2
障害者運転免許取得費補助事業	(件)	1	3	1	1	2	2

### (3) その他の在宅福祉サービスの内容と見込量

本町では、障害者の重度化・重複化への対応や、障害者の地域での自立した生活を支援するため、今後も関係機関と連携を図りながら、障害者個人のニーズや障害の程度に応じたサービスを提供します。

#### ① 在宅重度心身障害者手当事業

在宅で一定条件を満たした重度心身障害者に手当を支給します。

#### ② 障害児・者生活サポート事業

一時送迎・外出援助・一時預かりなどのサービスを行います。

#### ③ 自動車等燃料費補助事業

重度心身障害者や知的障害者を支援する家族が運転する自動車・バイクの運行に伴う燃料費の一部を助成します。

#### ④ 福祉タクシー利用料補助事業

利用券1枚につき、初乗り料金相当額を補助します。

#### ⑤ 重度心身障害者医療費助成事業

重度心身障害者の保険診療の自己負担分を助成します。

#### ⑥ 寝具洗濯乾燥消毒事業

在宅で寝具類の衛生管理が困難な障害のある人に対し、布団の洗濯乾燥を行います。

■ その他の在宅福祉サービスの実績と見込量

		実績		見込	計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅重度心身 障害者手当	件数 (延)	208	198	186	175	164	153
	利用者数 (実)	104	99	93	88	83	78
障害児・者生活 サポート事業	件数 (延)	105	90	108	110	115	120
	利用者数 (実)	10	10	11	11	12	13
自動車燃料費 補助事業※1	件数 (延)	703	650	180	190	190	190
	利用者数 (実)	67	78	90	95	95	95
福祉タクシー利用 料補助事業	件数 (延)	172	155	138	121	121	121
	利用者数 (実)	30	32	33	32	32	32
重度心身障害者 医療費助成事業	件数 (延)	6,349	6,522	6,228	6,049	6,003	5,934
	利用者数 (実)	267	265	265	263	261	258
寝具洗濯乾燥 消毒事業	件数 (延)	13	12	12	12	12	12
	利用者数 (実)	4	3	3	3	3	3

※1 令和5年度より支給方法が変更になった。

## 第6節 強化が求められる支援内容と見込量

### (1) 発達障害者等に対する支援

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を整備します。

発達障害のある子どもを育ててきた経験のある親が、自らの経験や知識を活かし、発達障害のある子の子育てに悩みや不安を持つ親に対して、情報提供や意見交換などを行う場を設け、同じ立場の親による親（家族）支援を行います。

#### ■利用希望及び受入可能人数の見込量

項目	年度	計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	(人)	3	4	5
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	(人)	0	0	1
ペアレントメンターの人数	(人)	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	(人)	0	0	1

#### ① ペアレントトレーニング

親が自分の子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶことによる子どもの行動変容を目的としたプログラム。

#### ② ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたプログラム。

#### ③ ペアレントメンター

発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。

#### ④ ピアサポート

同じ悩みや境遇を持つ人が、互いに支え合い、助け合うこと。

## (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制の構築に取り組みます。

また、協議会やその専門部会など、保健、医療、福祉関係者による協議の場を美里町、本庄市、神川町及び上里町の共同で設置します。

### ■精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの見込量

項目	年度	計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	(回)	6	6	6
協議の場への関係者の参加者数	(人)	47	47	47
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	(回)	1	2	2
精神障害者の地域移行支援	(人)	1	1	1
精神障害者の地域定着支援	(人)	1	1	1
精神障害者の共同生活援助	(人)	1	2	3
精神障害者の自立生活援助	(人)	7	8	9
精神障害者の自立訓練 (生活訓練)	(人)	1	1	1

※町実施分と協議会実施分を合わせて計上

### (3) 相談支援体制の充実・強化等

児玉郡市基幹相談支援センターを中核としつつ、障害者生活支援センター等との連携を強化することで、地域の相談支援体制の強化を図ります。

#### ■相談支援体制の充実・強化等の見込量

項目		年度	計画		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置数	(実施か所数)		1	1	1
基幹相談支援センターによる相談支援事業所に対する指導・助言件数	(件)		4	4	4
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数	(件)		4	4	4
基幹相談支援センターによる連携強化の取組の実施回数	(回)		15	15	15
基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数	(回)		2	2	2
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	(人)		1	1	1
地域のサービス基盤の個別事例を通じた協議会における個別事例を開発・改善	相談支援事業参画による事例検討実施回数	(回)	2	2	2
	相談支援事業参画による参加事業者数・機関数	(事業者数)	14	14	14
	専門部会の設置数	(設置数)	3	3	3
	専門部会の実施回数	(回)	22	22	22

#### (4) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

職員等が障害者総合支援法の具体的な内容を理解するため、県が実施する研修へ参加し、障害者が真に必要とするサービスの把握に努め、質の高い専門的な障害福祉サービス等の提供を図ります。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係機関と共有する体制を整備し、障害福祉サービスの質の向上に努めます。

##### ■障害福祉サービスの質を向上させるための取組の見込量

項目	年度	計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への参加人数	(人)	6	6	6
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無	実施の有無	無	無	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	(回)	4	4	4



## 第5章 計画の推進体制



## 第5章 計画の推進体制

### 第1節 推進体制の整備

#### (1) 地域社会

計画の推進にあたっては、障害のある人もない人も、すべての人々が社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、人としての尊厳を大切にして、生き生きと生活できる地域社会づくりを目指すことから、「ノーマライゼーションとリハビリテーションの考えがいきわたった社会をすべての町民の参画により実現する」に向けた啓発・広報活動を進めます。

#### (2) 学校

障害のある児童・生徒一人ひとりが、個性の伸展を図り、社会的な自立や社会参加を促進するためには、障害の特性や程度に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できる適切な教育を推進することが必要になっています。

また、障害のない児童・生徒が障害のある児童・生徒への正しい理解と認識を深め、思いやりや豊かな心の育成を図るために、交流教育や福祉教育を拡充し、障害に対する意識面でのバリアフリーに努めていく必要があります。

#### (3) 団体

障害者関係団体などの役割は、障害者やその家族の福祉の向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていくことが望まれています。

#### (4) 企業

障害者が安定した生活を営むためには、障害者の雇用や障害者の適性と能力に応じて、障害のない人と共に生きがいをもって働けるような職場作りが望まれています。

さらに、企業自らも地域社会の構成員であるという自覚のもとに地域に貢献することも、今後の企業の大きな役割の一つとして期待されています。

## (5) 行政

行政の役割は、町民の総合的な福祉の向上を目指して広範にわたる障害者施策を総合的・一体的に推進することです。

そのためには、各主体の役割を踏まえながら、地域社会の連帯の条件整備に努め、行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、当事者や障害者を支える家族などのニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められています。施策の展開にあたっては、たえず地域の創意、地域からの発想を汲み取り、創造的な施策を展開していきます。また、政策の形成過程も含めて、障害者のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、必要な情報を的確に提供し、町民の参加と連帯に支えられた事業運営に努めていきます。

## 第2節 計画の周知

---

本計画に基づく事業・施策を町民の理解を得ながら推進するため、計画の趣旨や施策、事業実施状況等について、町のホームページ等を通じて広く周知を図ります。

また、必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続きなどの情報を、今後も町の広報やパンフレット、ホームページ、町公式の SNS 等及び事業所や関係機関等との連携により周知を図ります。

## 第3節 計画の推進主体

---

### (1) 計画におけるPDCAサイクル

ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障害者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように、ライフステージの各段階において能力を最大限発揮し、自立した生活を目指すことを支援するとともに障害者のあらゆる社会経済活動への参画を支援する計画の推進にあたっては、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など広範な分野にわたるため、施策が効果的かつ効率的に実施されるよう関係行政機関、障害者団体、民生委員・児童委員協議会、町社会福祉協議会、ボランティア団体などとの連携を図ります。

### (2) 連携・協力の推進

#### ① 関係機関の連携・協力

保健・医療・福祉の分野を中心に、教育や就労など、障害のある方の自立生活に関連の深い分野との連携を図り、地域、障害者団体・ボランティア団体等の多様な活動主体の協働によるサービス提供を行う仕組みの構築を進め、サービスの充実に努めます。

#### ② 国・県・近隣市町村との連携・協力

広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市町村との連携を図るとともに、国・県の障害福祉計画に掲げられた事業を効果的に活用するなど、適切な役割分担を通し、国、県及び事業実施の関係機関との連携を深め、施策の推進を図ります。

#### ③ 事業者との連携・協力

相談支援事業をはじめ、福祉行政に関わりのある各事業者との情報交換及び連携を強化し、個別相談から要支援者の早期発見、福祉行政のニーズの把握をすることにより、効果的かつ効率的に事業の遂行に努めます。

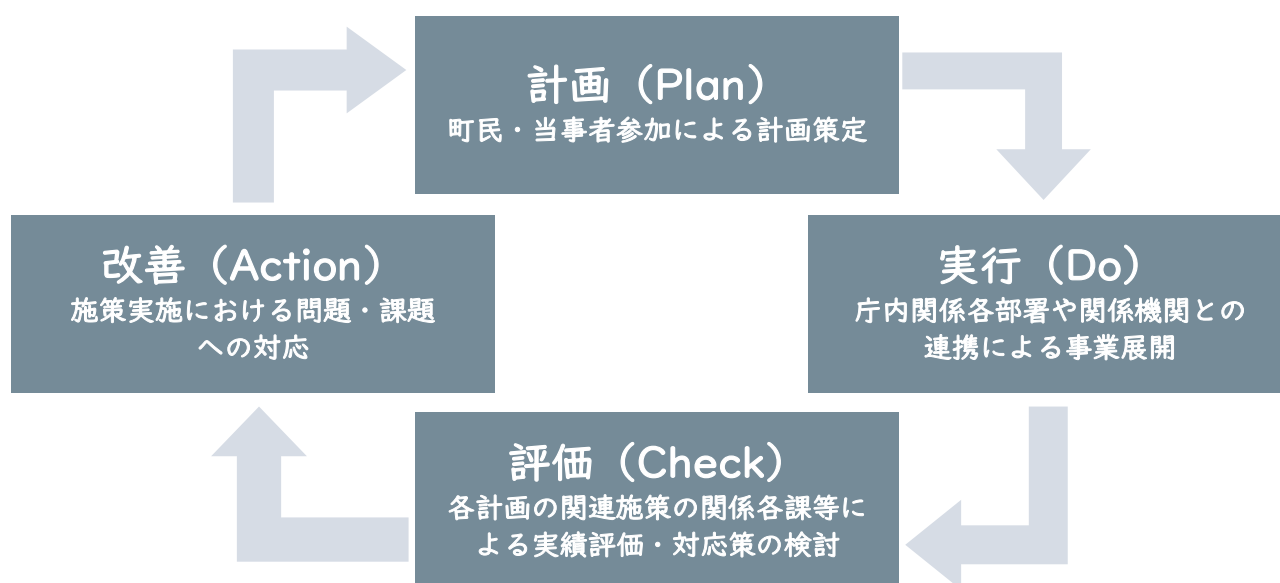
## 第4節 目標達成状況の評価

### (1) 計画におけるPDCAサイクル

PDCAサイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び目標数値の達成状況などについて、少なくとも年1回、点検・評価を行います。

PDCAサイクルとは、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Action)」のプロセスを順に実施するマネジメント手法です。

#### <PDCAサイクルの流れ>



### (2) 点検・評価結果の反映

計画の点検・評価を行い、必要な見直しを施策に反映させ、目標の達成に向けた取り組みを進めます。

第4期美里町障害者計画・  
第7期美里町障害福祉計画・  
第3期美里町障害児福祉計画

---

発行：令和6年3月

発行者：美里町

編集：美里町 福祉課

〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部 323-1

TEL：0495-76-5132 FAX：0495-76-0909

E-mail：<http://www.town.saitama-misato.lg.jp/>

---